HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ヴェンツェル時代のドイツ国王裁判権と確認行為
Author(s)	田口, 正樹
Citation	北大法学論集, 68(2), 1-57
Issue Date	2017-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/66914
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol68no2_01.pdf



Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　説

ヴェンツェル時代のドイツ国王裁判権と確認行為

田口正樹

はじめに

筆者は前稿において、一二七三年に即位したルードルフ一世から一三七八年に死去したカール四世までの中世後期ド

イツの皇帝・国王のもとで行われた、紛争解決に関係した確認行為について検討した[1]。本稿は、その続編として、国王ヴェンツェル（在位一三七六－一四〇〇年）時代の確認行為を対象に、そこに見られる展開と特徴を論じる。史料的基礎は、やはり前稿で利用した国王裁判権の活動に関する史料要録であるが[2]、ヴェンツェルの治世はこの史料シリーズによってすべてカバーされている[3]。検討は、国王本人による確認と宮廷裁判所による確認に分けて行うが、その前に国王ヴェンツェルの治世について、政治史的動向を中心に概観しておくことにしたい。

一．国王ヴェンツェルとその時代

ヴェンツェルは既に父カール四世在世中の一三七六年に国王に選出された[4]。皇帝在世中の国王選挙は、一三五六年に成立した金印勅書では予定されていなかった事態であったが、カール四世は選挙侯たちに数多くの利益と特権を与えてわが子の国王選出を実現し、中世後期ドイツでは例外的であった父から子への王位継承を達成した[5]。しかし、一三七八年一一月のカール四世の死去により一七歳で単独支配者となったヴェンツェルにとって、ちょうど同じ一三七八年に発生したカトリック教会の大分裂は、治世開始早々から大きな課題をもたらした。教皇の二重選挙とそれに続くローマ（ウルバヌス六世）とアヴィニヨン（クレメンス七世）の二人の教皇の分立は、西洋諸国をもローマ支持陣営とアヴィニヨン支持陣営に分けることになった。ドイツにおいては、ヴェンツェル自身はローマの教皇を支持し、一三七九年二月にライン地方の選挙侯たちとローマ支援の同盟（いわゆるウルバヌス同盟）を結成したが[6]、ハプスブルク家のオーストリア公レオポルトを中心に有力なアヴィニヨン派が存在し[7]、また西部地方はアヴィニヨン支持のフランスからの影響を受けた。

ドイツ国内ではそれにとどまらず、都市同盟と諸侯・貴族同盟との間の対立も激化した。既に皇帝カール四世治世の末期（一三七六年七月）に、王権の禁止にもかかわらずウルムなどシュヴァーベン諸都市の同盟が成立していたが、一三八〇年にはライン地方の都市同盟も成立した[8]。これに対してヴェンツェルは、一三八三年三月にニュルンベルクでラントフリーデを樹立したが、諸都市が参加を拒否したため、実質的に諸侯・貴族の同盟と化してかえって緊張を高める結果になった[9]。その後も、ヴェンツェルは何度か諸都市への接近を試みたが、彼の方針は安定しなかった[10]。両陣営の対立については、一三八四年七月にハイデルベルクで、更に一三八七年一一月にフランケンのメルゲントハイムで、和解の試みがなされたが、結局一三八八年にはシュヴァーベンとライン地方で戦争に突入し、ヴュルテンベルク伯エーバーハルトらの軍がデッフィンゲン Döffingen でシュヴァーベン諸都市の兵を、ライン宮中伯ループレヒト二世らの軍がヴォルムス近郊でライン諸都市の部隊を破って、諸侯・貴族側の勝利となった（第一次都市戦争）。このような状況のもとヴェンツェルは、一三八九年五月にエーガー Eger のラントフリーデを成立させて、いちおうライヒ全体に妥当する平和秩序を樹立した[11]。しかし期限六年とされたこのラントフリーデは、既に期限内に実効性を失い始め、期限到来後はフランケンと中ライン地方で部分的に延長されただけであった。また、ヴェンツェルはこの間、一三八四年と一三九〇年の二度にわたって、ユダヤ人に負った債務の免除とユダヤ人財産の没収を都市や諸侯・貴族に認め、その収益の一部をみずから得た[12]。

家門政策においては、ヴェンツェルは東方と西方で異なる結果を見ることとなった。東方では、ハンガリー・ポーランド王ラヨシュ一世が一三八二年に死去した後、王妃エリーザベトの意向を抑え、フランス王家（アンジュー公家）やナポリ王家もからんだ複雑な争いを制して、弟ジギスムントにハンガリー王位を確保することに成功し、ジギスムントは一三八七年三月にオーフェンでハンガリー王として戴冠された。もっとも、この後ジギスムントは政治的にしばしば

ヴェンツェルと対立し、また一三九六年九月に彼が率いた十字軍がバルカン半島のニコポリスでオスマン・トルコ軍に敗北すると、その後数年は政治的影響力を大幅に失った[13]。一方西方では、叔父のルクセンブルク・ブラバント公ヴェンツェルが一三八三年に世を去った後、国王ヴェンツェルは、一三八八年にルクセンブルクを従兄弟のモラヴィア（メーレン）辺境伯ヨストに質入れするなど、家領支配に余り注意を払わず、そのため特にブラバント・リンブルク公領へ、フランス側からブルゴーニュ公が支配を広げるのを阻止できなかった。一三九〇年にはルクセンブルク・ブラバント公ヴェンツェルの寡婦ヨハンナが、ブラバント・リンブルク公領の相続人としてブルゴーニュ公フィリップ夫妻を指定し、この取り決めに従って一四〇六年には次代のブルゴーニュ公ジャンがブラバントとリンブルクを支配下におさめることとなる。また、ルクセンブルクの質入れを受けたヨストも、西方支配に余り大きな精力を割かなかったため、ブルゴーニュ公の勢力拡大に歯止めがかかることはなかった[14]。ヨストはむしろ、ボヘミア（ベーメン）などでヴェンツェルに不利な行動を繰り返し、ドイツ王位をねらう策動もやめなかった。ヴェンツェルおよびジギスムントの弟のヨハン・フォン・ゲルリッツ、ヨストの弟（ヴェンツェルの従兄弟）のプロコプも含めて、ルクセンブルク家のメンバー間で対立が続き、ヴェンツェルの国王統治を脅かした。

しかし特にヴェンツェルにとって大きな問題となったのが足元のボヘミアにおける情勢であった。ボヘミアの大貴族たちとの関係は、カール四世時代と比べて目に見えて悪化し、加えて教会との関係も、プラハの司教総代理 Generalvikar ネポムクを国王が処刑させたことなどから険悪なものとなった。ボヘミアの貴族たちは、一三九四年五月には一時ヴェンツェルを捕縛して管理下に置いた[15]。このときには、ヴェンツェルは約三ヵ月後に救出されたものの、その後も彼のボヘミア支配は不安定であり続け、そのせいもあってヴェンツェルは一三八七年以後約一〇年の間、ライヒ西部へ姿を見せることをしなかった[16]。

この間、教会大分裂は、ローマとアヴィニヨンそれぞれの初代の教皇が死去した後も、後継者（ボニファティウス九世とベネディクトゥス一三世）が選ばれて継続した。フランスはこの間、ナポリ王位や北イタリアでの支配拡大をもくろんでイタリア遠征を準備するなど活発な外交を展開したが、ヴェンツェルはローマの教皇ボニファティウス九世からのローマ遠征要請にも応じず無為であった[17]。それどころか、ヴェンツェルが一三九五年五月に、選挙侯の同意を得ることなく、ミラノを支配していたヴィスコンティ家のジャン・ガレアッツォにミラノ公の地位を与えたことは、国王に対する不満をライヒ内に広げることとなった[18]。

ヴェンツェルの統治活動が不活発であることに対しては、既に早い時期から批判があり、国王に対してライヒ西部へのより頻繁な到来を求める要請などもなされていたが、一三九〇年代にはヴェンツェルに代わって統治する帝国代理の設置ないし国王の廃位が画策されるようになった[19]。一三九七年五月のフランクフルト集会における国王に対する不満の表明などを経て[20]、特にライン地方の選挙侯たちを中心に、ライン宮中伯をもってヴェンツェルに代えようとする動きが具体化していく。一三九九年四月の選挙侯同盟結成の後、一四〇〇年八月には、ライン川沿いのオーバーラーンシュタイン Oberlahnstein に集まったラインの四選挙侯らが、集会への召喚に応じなかったヴェンツェルを廃位し、彼ら自身の中からライン宮中伯ループレヒト三世を国王に選出した[21]。このようにして、ヴェンツェルは、約一〇〇年前の国王アードルフ・フォン・ナッサウと同様、選挙侯たちによって廃位されて、国王の地位を失うこととなったのである。父カール四世が築いたルクセンブルク家の覇権的王権の継承に、ヴェンツェルは完全に失敗したのであった[22]。

二　国王本人による確認行為

一　一三九〇年ごろまでのヴェンツェル治世前半、特にその初期には、父のカール四世の統治期からの連続性が見られる。

まず、支配者自身が当事者となった紛争に関して、確認が行われることがあった。カール四世在世中の一三七七年五月三一日にローテンブルクで発行した証書で、ヴェンツェルは、ウルム、コンスタンツ、エスリンゲンなど、都市同盟を結んだシュヴァーベンの国王都市に対して、それらが従来得ていた諸特権を一般的に確認した[23]。関連して、同日付の別の証書で、ヴェンツェルは、シュヴァーベンの国王諸都市に対して、カール四世が発行した小印章 Sekretsiegel 付きの皇帝証書に皇帝の大印章 Majestätssiegel が付されるべきことを約束した[24]。前年に皇帝に対して反抗していたシュヴァーベン都市同盟と皇帝・国王・その他の貴族たちとの間の対立は、このときいちおう解決されたが[25]、解決に向けた交渉のために、皇帝は小印章付きの証書で国王ヴェンツェルに交渉権限を与え、また別の小印章付き証書でエスリンゲン、ロットヴァイル、ヴァイルの三都市に対して、今後それらがヴュルテンベルク伯およびホーエンローエのラントフォークト職に下属しないことを認めていた。ヴェンツェルはこのとき、これら二通の皇帝証書に九月二九日までに皇帝の大印章が付されることを約束したのである。一三八二年八月にヴェンツェルはニュルンベルクで、彼とトルエンディンゲン Truhendingen 伯ヨハンの間でヨハンが国王支配下の都市の市民から略奪を行ったことにより生じた紛争に関して、ニュルンベルクのブルクグラーフ・フリードリヒとロイヒテンベルクのラントグラーフ・ヨハンが両当事者も同意のうえで下した決定の効力を承認した[26]。決定の文言自体が引用されているわけではないが、本件も国王自身が紛争当事者であったケースである。一三八五年一一月にはヴェンツェルはカールシュタイン Karlstein で、彼が選んだ仲裁人三人とオーストリア公アルブレヒト（三世）が選んだ仲裁人三人が同年一〇月に下した決定を遵守すると約束した[27]。これも国王自身が当事者となっていたケースであり、また国王が委任した仲裁人たちの決定の事後承認という点では、後述の委任裁判官などの措置の確認という性格をも有する。

国王の権利にかかわる証書が確認されるケースも見られる。一三八二年二月にブドヴァイス Budweis で出されたヴェンツェルの証書は、バイエルン公フリードリヒとロイヒテンベルクのラントグラーフ・ヨハンが国王とライヒの名においてレーゲンスブルクのユダヤ人に関して行った要求について、それに対してレーゲンスブルク市が提示したカール四世の証書と特権状の効力を認め、バイエルン公らの要求を否定した[28]。ユダヤ人という王権と特に関係の深い対象が問題となったケースであり、また国王自身も実質的には当事者として関わった事例でもある。一三八九年七月にヴェンツェルがピュルグリッツ Pürglitz で発行した証書によれば、ペーター・フォン・フンヴィル Peter von Hunwil が国王のもとへ、彼に対する帝国レーンの授封を確認した一三六五年一一月のカール四世の大印章付き証書を提出し、国王は挿入されたその証書をペーターのために確認した[29]。このときヴェンツェルが発行した確認証書には国王宮廷裁判所の印章が付されている。このように、ユダヤ人や帝国レーンが問題となった際に君主本人による確認が行われるのは、カール四世時代にも見られた現象であった。

確認証書の受領者が国王と非常に関係の近い諸侯であることが、背景となったと考えられる事例も見出される。一三八九年一二月に国王がボヘミアのベットレルン Bettlern[30] で発行した大印章付き証書によれば、バンベルク司教ランプレヒトが、司教とバンベルク市民との対立に関する仲裁判決を記した同年七月付のバンベルクの都市裁判官の証書を提示し、国王は挿入された当該証書を確認した[31]。一三九一年九月一一日に国王はベットレルンで、やはりバンベルク司教ランプレヒトの求めに応じて、バンベルク司教のレーン裁判所が司教とフリードリヒおよびウルリヒ・フォン・ホーエンローエとのレーン紛争に関して同年八月八日に下した判決を確認した[32]。国王が司教都市の裁判所や司教のレーン裁判所の証書を確認するのは珍しいことであるが、司教ランプレヒトは短期間ながら国王宮廷の書記局長をつとめ、ヴェンツェルの治世末期に他の諸侯が国王から離れる中でも、ヴェンツェルの宮廷との密接な関係を保った[33]。前述の確認は、

こうした特別な関係に由来するものと思われる。

ヴェンツェルの国王統治については、代官等への委任を多用したことが特徴として指摘されているが[34]、そうした性格とも対応して、委任を受けた裁判官などが取った措置を国王本人が事後に確認するケースもいくつか見られる。一三八一年九月にヴェンツェルがフランクフルトで発した大印章付き国王証書は、ヴェッツラーの市民間の対立に関してライン宮中伯ループレヒト一世が下した判決について、国王がその効力を承認したことを伝える[35]。ループレヒトの決定そのものが引用・挿入されているわけではない。決定は対立を引き起こした市民たちを市外に追放するものであったが、国王は、被追放者に安全通行権 Geleit が与えられてはならないこと、国王が以前に安全通行権を保証する文書を与えていた場合、当該文書は安全通行権に関しては無効であること、をあわせて宣言している。ループレヒトに対して国王から何らかの委任があったのかどうかは、この証書では明示されていないが、この時期のライヒ政策・教会政策におけるヴェンツェルとループレヒト一世の共同歩調を考えると[36]、国王による委託ないし容認を想定できるように思われる。

一三八八年四月六日にヴェンツェルはアムベルク Amberg で、シュヴァーベンの国王諸都市にあてた小印章付き文書を発して、バイエルン公シュテファンらと南ドイツの諸都市との間の対立について同年三月一五日にライン宮中伯ループレヒト一世がノイマルクトで下した仲裁判決に対する同意を伝えた[37]。ループレヒトの仲裁判決は、国王とライヒの名誉をうたって出されており[38]、また宮中伯が四月二三日にハイデルベルクで下した再度の仲裁判決には宮中伯自身と並んで国王の顧問としてボルッソ・フォン・リーゼンブルク Borsso von Riesenburg とシュポンハイム伯ヨハンの印章が付されていて[39]、諸侯・貴族と都市同盟との間の緊張が高まる中で[40]、ループレヒトによる仲裁が国王の意を受けて進められていたことを示している。ヴェンツェルの文書は、仲裁判決の文言を引用しているわけではなく、また同意を表明

するという形式であるが、支配者の委任を受けた現地での解決措置を支配者が事後的に確認するタイプに類似した例である。

一三八九年六月にヴェンツェルがピュルグリッツで発行した大印章付き証書は、スティスラフ・フォン・ヴァイトミュール Stislav von Weitmühl がシュトラースブルク司教フリードリヒとフュルステンベルク伯ハインリヒとの間のキンツィヒタール Kinzigtal の都市ハスラッハ Haslach をめぐる紛争について同年三月に下した判決を確認している[41]。証書によれば、国王は、エルザスのラントフォークトであるスティスラフに、両当事者を召喚し、彼らの主張を聴取し、国王封臣とともに判決を下す権限を与えた[42]。そして国王は、シュトラースブルク司教の求めに応じて、挿入された判決をスティスラフと国王封臣たちによって正当に下されたものとして確認し[43]、それが国王ないし国王宮廷裁判所によって下されたのと同様の効力を持つことを宣言し[44]、あわせて現在および将来のエルザスのラントフォークトに対して判決にしたがって司教がハスラッハを保持するべく、助力と保護を与えるように命じている。このケースは、委任裁判官が下した決定を、一方当事者の要請を受けて国王証書に挿入したうえで、それを確認して効力を補強するという点がはっきりした事例である。

一三九〇年一〇月にはヴェンツェルはピュルグリッツで、ライン宮中伯ループレヒト一世がカイザースラウテルンの修道院と市民たちとの間に成立させた和解を確認した[45]。国王証書では和解の内容に言及されるだけで、和解証書が引用されているわけではないが、ループレヒトは国王の委託を受けて活動したものとされており[46]、この例も委任裁判官などの措置を事後に確認する類型に属する。一三九一年七月にカールシュタインで発行した大印章付き証書でヴェンツェルは、ヴォルムス近郊のノイハウゼン Neuhausen 参事会教会 Stiftskirche のために、ラントフォークトであったエーバーハルト・シェンク・フォン・エアバッハ Eberhard Schenk von Erbach とラインのラントフリーデの八人の裁判官が下

した判決を確認した。[47] 判決は、ヴォルムス市が作った堤 Wehr のために洪水で被害を受けたという参事会教会からの訴えを受けて、その除去を市に命じたものであった。国王の任命にかかるラントフォークトが関与した判決の確認という点で、委任裁判官の措置を確認するケースに類するものと言えよう。

一三九二年三月にヴェンツェルはプラハで大印章付きの証書を発行して、ヘッセンのラントグラーフ・ヘルマン二世のために確認を行った。ヘルマンは、ハインツ・ヘルヴィヒ Heinz Helwig 以下のカッセル市民たちに対してカッセル市の裁判所で勝訴判決を獲得し、国王宮廷裁判所によるその確認を得ていたが、更にヴェンツェルによる確認を望み、大印章付きの確認証書を与えられたのである。[48] この場合も、先行証書自体の引用はない。宮廷裁判所による確認に加えて、国王自身による確認も与えられているのが興味深い。宮廷内ではあるが、国王とは別に裁判官が下した判決を事後的に国王が確認している点で、委任裁判官の決定を確認するケースに類似する。なお、ヴェンツェルは一四〇〇年一月にも、カッセルの市民たちに不利な判決と宮廷裁判所によるその確認について、彼の確認を与えているが、おそらく同じ件に関係した措置と思われる。[49]

このほかヴェンツェルが行った確認の中には、過去の国王の証書を改めて確認するという通常見られる統治行為であるが、背後に紛争が想定されたために史料要録に収録されているものがかなり見られる。ヴェンツェル治世においては、カール四世のもとでの事例と比べても、そうした確認行為は、紛争の経過の中で実質的に確認によって利益を得る側を勝たせる決定という性格が強く、いったん当事者間で決着した案件を宮廷で改めて確認するという、前稿および本稿で問題としている確認行為とはかなり意味が異なっている。

ヴェンツェルによる前任の支配者の証書の確認は、多くの場合、事案としてはカール四世期と同様に都市と教会の対立に関係して行われている。一三七九年九月にヴェンツェルはニュルンベルクで、レッターシュホーフ Rettershof の女

子修道院の求めに応じて、カール四世が一三七四年に同修道院に与えた、フランクフルト内外における流通税支払いを免除した特権状を、証書に挿入したうえで大印章を付して確認した[50]。ヴェンツェルの治世初期の事例であり、支配者の代替わりが確認の契機になったのかもしれないが、修道院とフランクフルト市との間の税徴収をめぐる紛争ゆえに史料要録に収められたものである。

一三八一年一月には、国王はニュルンベルクで、シュパイアー司教アードルフの求めに応じて司教が提示した一三六六年発行のカール四世の証書を、挿入したうえで大印章付きの証書で確認した[51]。カール四世の証書は、シュパイアー市による司教と司教座聖堂参事会の諸権利の侵害を禁止したものであった[52]。ヴェンツェルは父の皇帝証書を確認し、更にシュパイアーに住む市民をメンバーとして受け入れる義務を聖堂参事会が負わないことを認めるとともに、マインツ大司教アードルフ以下、ライン宮中伯、バーデン辺境伯、ライニンゲン、ヴュルテンベルク、ツヴァイブリュッケンの伯たちなどを保護者として指名している。

一三八三年九月にプラハで出された国王証書によれば、エルザスの国王都市オーバーエーンハイム Oberehnheim の市民たちが、カール四世の証書を提示して、証書にもかかわらず近郊のベルンハルズヴィラー Bernhardswiller 村について市の権利が害されていると訴えた。それに対してヴェンツェルは、カール四世の証書のとおり同市が村を保持するべきことを宣言し、村に関する市に対する訴えは国王ないし宮廷裁判所のもとへのみなされるべきこととした[53]。証書自体を挿入しているわけではないが、先代の支配者が出した証書の効力を認める措置である。

一三八四年八月にヴェンツェルはルクセンブルクで大印章付きの証書を発行して、トリーアの聖マクシミン修道院のために、同修道院がカール四世およびその前任者たちから得ていた諸特権状を確認し、あわせてトリーア市に対して同修道院およびその従属民の諸権利を侵害しないよう命令した[54]。これは一般的な特権確認で、先行する特権状の挿入も行

われていないが、修道院とトリーア市との対立が推定されて史料要録に採られたものである。おそらく一三八四年にヴェンツェルは、ハッヘンベルク Hachenberg の市民たちに対抗して、国王アードルフが中ライン地方のシトー派修道院マリーエンシュタット Marienstatt に与えた特権状を確認している。[55] これも紛争を背景に、以前の国王の特権状を確認するケースである。一三八五年七月に国王はピュルグリッツで証書を発行して、ハイディングスフェルト Heidingsfeld 市のために、カール四世が一三七八年三月に同市に与えた特権状を挿入のうえ確認し、ヴュルツブルク司教ゲアハルトに対して同市の特権を尊重するよう命令した。[56] やはり紛争を背景とした前任者の特権状の確認であろう。

一三九二年二月にヴェンツェルはベットレルンで大印章付きの証書を発し、パッサウ市民の求めに応じて、市民がパッサウ司教および司教座聖堂参事会のために差押えられないという古来の特権を更新し、ボヘミア王国の臣民たちに対してパッサウ市民の財産の差押えを禁止した。[57] 違反者には五〇金マルクの支払いが命じられ、ボヘミアの国王財庫とパッサウ市民が半分ずつ取得するものとされている。これも古くからの特権の確認が、背後に司教と市民との間の紛争が想定されたことによって、史料要録に収録されたものと思われる。

なお、非訟事件として、カール四世存命中の一三七七年七月に、ヴェンツェルがニュルンベルクで主催した法廷において、バイエルン公シュテファンおよびその他のバイエルン公とヴュルツブルク司教ゲアハルトとの間で、教会レーン等に関して取り決めがなされ、それらの取り決めが有効であると宣言されて、その旨の小印章付き国王証書が発行されている。[58]

二

しかし、一三九〇年代初め以降、治世の終わりに近づくにつれて、ヴェンツェル自身による確認の事例は乏しくなっていく。

支配者とライヒの権利に関する確認の類型として、帝国レーンに関する処分の確認例が見られる。一三九三年七月に

国王は、カールシュタインで大印章付きの長大なラテン語証書を発行し、ブラウンシュヴァイク＝リューネブルク公ベルンハルトおよびハインリヒのために、前年に成立したいわゆるLüneburger Sateを確認した[59]。そこにおける公とリューネブルク公領の諸身分との間の取り決めを記した証書全体が挿入されているわけではないが、Sateの内容と条項は詳しく言及されている。ただし、公兄弟が国王のもとにレーン授与請求を行っていないことも触れられており、今回の確認はこの点で先例にならないという留保が付されている[60]。またヴェンツェルは、同年九月にもベットレルンで改めて、Sateを確認する短い文書を出している[61]。

また、その他の国王の権利に関する事例として、一三九八年六月にヴェンツェルはコブレンツで大印章付きの証書を発行して、クレーフェ＝マルク伯アードルフとベルク公ヴィルヘルムとの間に成立した取り決めに同意を与え、確認した[62]。取り決めは、捕虜となったベルク公が釈放に際して身代金として、カイザースヴェルトKaiserswerthで得られる流通税収入をクレーフェ＝マルク伯に割り当てるものであった。国王証書には、元の取り決めを記した証書は挿入されていない。取り決めの対象が、本来は国王大権に属する流通税徴収権であったことが、国王による確認を促したものと思われる。

一三九六年一二月にヴェンツェルがプラハで発行した大印章付き国王証書は、委任裁判官による措置の確認を伝える[63]。国王は、フランクフルト市内の対立について、彼の顧問ボリヴォイ・フォン・スヴィナーレBořivoj von Svinaře[64]とプラハの大司教座聖堂参事会員で国王の書記であったフランツィスクスを委任裁判官に任じて権限を付与していたが[65]、彼らが当事者合意のうえで下した決定を国王証書によって確認している。決定の内容を記した証書は挿入されていない。

国王都市の裁判所などによる決定をヴェンツェルが確認している例もある。一三九七年一〇月一八日にヴェンツェ

ルは、ニュルンベルクで大印章付き国王証書を発行して、コルマール市の参事会がハンマン・グリュッレ Hanmann Grülle とヨハン・シュピンラー Johann Spinler に対して下した判決の効力を承認し、自身やモラヴィア辺境伯ヨストがハンマンとヨハンに与えていた証書を撤回した[66]。国王はエルザスのラントフォークトに、この件についてコルマール市を妨げないよう命令している。市の決定証書自体の引用はなされていない。同日付の別の証書で国王は、エルザスのミュールハウゼン市がベルトライン・ヴンネンベルク Bertlein Wunnenberg およびハインリヒ・フォン・レギスハイム Heinrich von Regisheim に対して下した判決の効力を認め、彼らの財産の半分は自身に半分は市に帰属するものとした[67]。またミュールハウゼン市に対する宮廷裁判所による召喚は破棄され、判決に反するような、国王とモラヴィア辺境伯の証書は無効とされた。市の判決証書自体は挿入されていない。これら二件は、いずれも王権に直属する国王都市の裁判所が下した決定の確認であり、その点で委任裁判官の措置の確認と類似したケースと言えよう。

確認の類型としては、裁判籍特権をヴェンツェル自身が確認している例もいくつか知られる。一三九三年一月、ヴェンツェルはベットレルンで、コンスタンツ市の要請に応じて、カール四世が一三七四年一〇月に同市に与えた特権状を、大印章付きの国王証書で挿入のうえ確認した[68]。カール四世の特権状は、世俗事項についてコンスタンツ市民を市外のラント裁判所などへの召喚から免れさせる裁判籍特権状であった[69]。国王はこれを確認するとともに、特にチューリヒとロットヴァイルのホーフ裁判所裁判官に対して市の特権を侵害しないよう命令した。これらの裁判所によるコンスタンツ市民の召喚や市民に対する裁判が、確認の直接の契機であったと推測される[70]。一三九四年五月五日付でベットレルンで出した大印章付き証書においてヴェンツェルは、ヴォルムス市の訴えを容れて、同市市民を市外の裁判所から免れさせる、彼の前任者たちの裁判籍特権状を侵害しないよう命令した[71]。ただし、確認証書に裁判籍特権状が挿入されているわけではなく、そうした内容の特権状をヴォルムス市がヴェンツェルの前任者たちから得ていることが述べられているだけで

ある。一三九八年一月にヴェンツェルがフランクフルトで発行した大印章付きの国王証書は、エルザスのテュルクハイム Türkheim 市がカール四世などヴェンツェルの前任者たちからラント裁判所で召喚・裁判されないという特権を得ていたことに言及し、そうした市の特権を侵害することを禁止した。その際、特に上エルザスのラント裁判所が念頭に置かれているが、裁判籍特権状自体が挿入・引用されているわけではない(72)。

これらの事例では、裁判籍特権の確認を、カール四世期のように宮廷裁判所が行うのではなく、国王本人が行っている点が注目される。その際に確認された裁判籍特権の発行者はヴェンツェル本人ではなく、カール四世など彼以前の支配者である。また、カール四世期の宮廷裁判所による裁判籍特権の確認が基本的にフランケン地方に集中していたのに対して、ヴェンツェルによる裁判籍特権の確認は、シュヴァーベン、中ライン、エルザスの受領者のために行われている(73)。

通常の統治行為としての確認行為が、背後に想定された紛争ゆえに採り上げられているケースもやはり見られる。前述のように、そうした確認は、実質的に紛争に関する決定としての性格を持つ。一三九五年三月にはヴェンツェルはプラハで詳細なラテン語証書を発行し、リガ大司教教会のためにカール四世とその前任者たちから与えられていた諸特権を確認して、大印章を付した(74)。ドイツ騎士修道会との対立を背景とするゆえに、史料要録に収録されたものである。上記のエルザスの国王都市による措置を確認した証書発行の前日、一三九七年一〇月一七日に、国王はニュルンベルクで大印章付き国王証書を発行し、ローテンブルクのドミニコ会女子修道院の求めに応じて、同修道院が従来国王などから得ていた諸特権、とりわけカール四世の一三五八年八月の特権状を挿入のうえ確認し、特にローテンブルク市に対して特権の侵害を禁じている(75)。これも背後に紛争が想定されたために収録された確認である。

三　このように、特にヴェンツェルの治世後半に、国王本人による確認は不活発となった。一三九四年に起きたボヘミ

アの貴族たちによる国王監禁事件など、ヴェンツェルの国王支配を麻痺させていった展開の影響が、確認行為という分野にも現れたものと考えられる。治世全体を通じて見ても、カール四世期と比較して、ヴェンツェル本人による確認行為は低調であった。帝国レーンの処分に関する確認は数少ないものとなり、ヴェンツェルのもとで帝国レーン制の弛緩がすすんだことをうかがわせる。委任裁判官等による措置の確認もそれほど多くなされているわけではなく、一般的な特権確認が紛争を想定されて採られているような事例を除くと、国王本人による確認の数は更に少なくなる。また、その中で、型どおり元の証書を挿入せずに、確認や効力保証を行っているケースが比較的多いのも目に付くところである。

三　宮廷裁判所による確認行為

一　国王ヴェンツェル本人による確認が、特に治世後半には不活発になっていったのに対して、宮廷裁判所が宮廷裁判所印章を付した証書を発行して行う確認行為は注目すべき展開を見せた。宮廷裁判所による確認は、まずカール四世期のように、主にフランケン地方の受領者のために行われた。

確認類型として、宮廷裁判所が裁判籍特権を確認する例が見られるのは、やはりカール四世治世と同様である。一三八一年一〇月に国王に代わる裁判官ロイヒテンベルクのラントグラーフ・ヨハンはニュルンベルクで証書を発行して、ヴュルツブルクの司教座聖堂参事会およびその他の聖職者たちの求めに応じて、聖職者たちを外部の裁判所から免れさせ、既に行われた召喚や判決を廃止し、聖職者たちに対する差押えを禁止した一三八一年一月の国王ヴェンツェルの証書を挿入したうえで、判決手続を経て確認し、国王証書が聖俗の裁判所で効力を有すべきことを決定した(76)。一三八二年三月に国王に代わる裁判官モラヴィア辺境伯プロコプがプラハで発行した証書によれば、バンベルク市民の

提示した、市民たちを差押えから免れさせる一三七七年四月のカール四世の証書が、判決によって確認された。[77]

一三九二年八月二〇日にベットレルンで、宮廷裁判官シュポンハイム伯ヨハンは、エルヴァンゲン Ellwangen 修道院長が国王書記局の台帳から書き写して提示した同年七月一日の国王ヴェンツェルの裁判籍特権を、判決によって確認した。[78] このケースは、受益者が完成した特権状を所持していなかった点で興味深い。一三九七年一一月一〇日、宮廷裁判官シュヴァルツブルク伯ギュンターはニュルンベルクでいくつかの確認証書を発行したが、そのうち一通が裁判籍特権の確認にかかわる。フランケンのシトー派修道院カイスハイム Kaisheim の求めに応じて、一三七〇年二月のカール四世の特権状（修道院の裁判籍を皇帝と宮廷裁判所に指定し、他の世俗裁判所では裁判されないとする）を確認した一三九七年一〇月六日のヴェンツェルの国王証書について、この宮廷裁判所証書が国王証書と同等の効力を有すること、両証書とも有効であること、修道院の望む保護者が与えられるべきこと、が判決によって決定された。[79] なお、同日付の別の証書は、一三九七年一〇月一三日のヴェンツェルの保護証書について、修道院のためにやはり同様の確認を行っている。[80] 一三九九年六月には、国王に代わる裁判官シュテッティン公スヴァンティボル Swantibor がベットレルンで、ヴィンズハイム市が提示した、一三六七年一月のカール四世の裁判籍特権を判決で確認している。[81] 背景には、フランケンの国王諸都市に対してみずからのラント裁判所の管轄を及ぼそうとするヴュルツブルク司教の圧力があり、[82] その点でこのケースは、フランケンにおけるラント裁判所の競合関係という、カール四世時代から宮廷裁判所による確認行為の背後にあった事情をよく示している。

裁判籍特権ではないが、広い意味で裁判に関係する特権状が、宮廷裁判所によって確認されるケースもある。一三九二年二月一日に国王に代わる裁判官シュポンハイム伯ヨハンは、ニュルンベルク市が提示した一三九一年一二月二八日付のバンベルク司教ランプレヒトの証書を確認したが、[83] 司教の証書はシュポンハイム伯あてのもので、ニュルン

ベルクとマインツ、ヴォルムス、シュパイアーというライン地方の三都市との間の紛争に関して、仲裁による解決を試みるために、宮廷裁判所への召喚期日を延期することに同意するよう求めたものであった[84]。このとき確認対象となった証書は、このように宮廷裁判所への召喚に関係していた。この件に関しては更に、一三九四年二月四日にプラハで、国王に代わる裁判官トルエンディンゲン伯ヨハンが、ニュルンベルク市が提示した一三九三年一二月二五日のバンベルク司教ランプレヒトの証書を確認しているが、司教証書は召喚期日を更に延期するものであった[85]。

また、国王に代わる裁判官ザルム Salm 伯ハインリヒは、一三八四年一〇月一二日にアーヘンで、バンベルク司教ランプレヒトの求めにより、司教に対してルッパッハ Ruppach 川の司教のラント裁判所を確認した一三八四年八月一〇日の国王ヴェンツェルの証書を判決によって確認し、このラント裁判所における判決等が有効であることをやはり判決手続によって決定した[86]。このときの宮廷裁判所証書は、一三九〇年二月に宮廷裁判官ヨハン・フォン・クレンキンゲン Johann von Krenkingen がプラハで発行した宮廷裁判所証書で再び判決によって確認された[87]。あわせて、この間にルッパッハ川のラント裁判所で出された判決等の効力も、やはり宮廷裁判所判決によって確認された。同じ国王のもとで宮廷裁判所が出した証書が数年後にまた確認されているのが注目される。もっとも、これら二通の宮廷裁判所証書および上述の国王証書については、偽造ではないかという指摘がある[88]。

一三九七年一一月一五日に宮廷裁判官シュヴァルツブルク伯ギュンターがニュルンベルクで発行した証書は、ハインリヒ・フォム・ベルクとエーバーハルト・フォム・ベルクの兄弟が、国王によって彼らの城が破壊された後、一三九七年一〇月一四日に行ったウアフェーデを記した証書を認証している[89]。

しかし、ヴェンツェルのもとで宮廷裁判所によって確認されているのは、こうした裁判関係の内容の証書だけではない。国王本人による確認の場合と同様、バンベルク司教ランプレヒトが、裁判に直接関係しないような証書について、

宮廷裁判所からも多くの確認証書を得ている。一三八二年一二月、国王に代わる裁判官リーグニッツ公ループレヒトはプラハで、バンベルク司教ランプレヒトが法廷で読み上げさせた二通の証書を判決手続を経て確認した。一通は、バンベルク司教への所領売却に関する一三七六年三月のトルエンディンゲン伯ハインリヒらの証書であり[90]、もう一通も、同じ所領の売却に関する一三八二年四月のトルエンディンゲン伯ヨハンの証書であった[91]。当該所領に関する訴えが司教に害を与えることはできず、また訴えは司教に文書ないし使者によって通知されるべきものとされた。同じ案件に関しては、一三八四年八月六日にも、国王に代わる裁判官ロイヒテンベルクのラントグラーフ・ヨハンがルクセンブルクで、同年六月一五日付のトルエンディンゲン伯の証書を、バンベルク司教のために判決によって確認している[92]。

バンベルク司教ランプレヒトは一三九一年一月一六日にも、所領関係の証書の確認を得ている。宮廷裁判官シュポンハイム伯ヨハンがベットレルンで証書を発行して、バンベルク司教の要望を容れて、司教がヴュルツブルク司教ゲアハルトとの間で結んだ所領交換契約を記した一三九〇年一一月二三日の証書を判決によって確認した[93]。バンベルク司教は確認を請う際に、ヴュルツブルク司教も交換契約に立ち会ったこと、両司教とも司教座聖堂参事会によって授権されていたこと、契約は彼らの自由な決定であったこと、を述べている。

一三九六年三月二四日には、宮廷裁判官オッペルン Oppeln 公ボルコがプラハで、やはりバンベルク司教ランプレヒトのために証書確認を行っている。確認されたのは、司教にトルエンディンゲン伯の所領の用益ゲヴェーレ Nutzgewere を与えた一三八三年一〇月の宮廷裁判所証書[94]、同じく伯の所領の用益ゲヴェーレを司教に認めた一三八三年一〇月の宮廷裁判所証書[95]、そして司教への所領売却を内容とする一三九六年三月一〇日付のトルエンディンゲン伯ヨハンの証書である[96]。確認がなされた直接の契機は伯が発行した第三の証書だったのであろう。上述の例と同様この場合も、司教はみずからに有利な売却証書について、宮廷裁判所による確認を得ているのである。このように所領の売却等

にかかわる証書について、宮廷裁判所が確認を行うのは珍しいことであるが、上述のような、司教ランプレヒトと国王宮廷との非常に密接な関係が、こうした異例の事態をもたらしているものと思われる。

一三九七年一二月一〇日、宮廷裁判官シュヴァルツブルク伯ギュンターはヴュルツブルクで、バンベルク市の求めに応じて二通の確認証書を発行した。一通は、挿入された一三九六年八月の国王ヴェンツェルの証書を確認しているが、国王証書は、税の支払いに関するバンベルク市とバンベルク司教の取り決めを確認したものであった[97]。もう一通は、やはり挿入された一三九六年七月の国王証書を確認しているが、国王証書はバンベルク市から退去した市民の租税支払い義務について定めたものであった[98]。いずれの宮廷裁判所証書においても、ヴュルツブルク司教以下にバンベルク市の権利の保護が命じられている。

なお、一三八七年三月にはニュルンベルクで、国王に代わる裁判官シュポンハイム伯ヨハンのもとで、ゲルボルト・ザイボートGerbolt Seybotらが提出した一三四八年二月のカール四世の証書（コンラート・ヴェンデルシュタインKonrad Wendelsteinへの授封を記す）と一三七六年九月の国王ヴェンツェルの証書が判決によって確認された[99]。ゲルボルトらは、件の所領がなお帝国レーンであること、また他の裁判所への召喚によってゲルボルトらに損害が生じないこと、について宮廷裁判所の判決を求めた。裁判所は証書を確認するとともに、ゲルボルトらが宮廷裁判所へ召喚されて応訴する際には、国王とライヒの諸権利が害されないようにすべきであると決定した。おそらくゲルボルトらがいずれかの裁判所へ召喚されかけたことを機に、帝国レーンとしての性格を、宮廷裁判所判決によって改めて確認してもらおうと考えたのであろう。カール四世のもとでは、もっぱら支配者本人が行っていた帝国レーン制に関する確認を、このケースでは宮廷裁判所が行っていることに注意しておこう。

二　ニュルンベルクのラント裁判所の証書を確認する事例は、カール四世期と同様に、かなり多く見られる[100]。カール四

世存命中の一三七七年三月にローテンブルクで、国王に代わる裁判官シュレージェン・ブリーク Brieg 公ハインリヒは、フランケン地方の下級貴族アルブレヒト・フォン・アウフゼス Albrecht von Aufseß が提示した、一三七六年一一月一三日のニュルンベルクのラント裁判所の証書（所領争いについてハインリヒおよびコンラート・フォン・アウフゼスに対するアルブレヒトの勝訴判決を記す）を、挿入のうえ宮廷裁判所の判決手続を経て確認した。ラント裁判所証書は、アルブレヒトがそれを必要とするすべての裁判所で常に効力を有するものとされた[101]。

一三八〇年三月、宮廷裁判官テッシェン Teschen 公プシェミスル Přemysl[102]はニュルンベルクで、ハプスブルク（＝ラウフェンブルク）伯ルードルフのために、挿入された一三七九年八月二五日付のニュルンベルクのラント裁判所証書を判決手続を経て確認した[103]。ラント裁判所証書はそれ自体、ハプスブルク伯のためにブルーノ・フォン・ラポルトシュタイン Bruno von Rappoltstein とヒルデブラントおよびディートマー・フォン・フナヴァイアー Hunaweier に対してアハト判決を下した一三七九年七月一九日付のロットヴァイルのホーフ裁判所証書[104]を確認したものであった[105]。宮廷裁判所は確認だけでなく、オーストリア公レオポルトをはじめとする上ライン地方の多くの貴族、およびシュトラースブルク、バーゼル、フライブルク、コルマールなどのエルザス・上ライン地方の諸都市を保護者として指定している。このような保護者指定が示すように、紛争当事者は上ライン・エルザスの貴族であったが、ロットヴァイルのホーフ裁判所から、ニュルンベルクのラント裁判所を経由して、宮廷裁判所による確認が与えられているのである。そうした経過からすると、この件は、カール四世期以来の宮廷裁判所による確認の「フランケン的」性格が継続していることを示すとともに、他方でそうした地域的限定が緩みつつある状況をもうかがわせるものといえる[106]。

一三八二年六月七日、宮廷裁判官コンラート・クライガー Konrad Kreyger はニュルンベルクで、フランケンの下級貴族ハインリヒ・クラー・フォン・フレーゼンドルフ Heinrich Klar von Frehsendorf の求めに応じて、彼のための勝

訴判決を記した一三八二年五月一九日のニュルンベルクのラント裁判所の証書を、挿入のうえ判決によって確認した。[107]一三八三年三月七日、宮廷裁判官テッシェン公プシェミスルは、ニュルンベルクで、フリッツおよびコンラート・ノイエンシュテッター Neuenstetter にバンベルク司教およびトルエンディンゲン伯の財産に対する一〇〇〇マルク分のアンライテ Anleite を認めた同年一月八日付のニュルンベルクのラント裁判所証書を判決によって確認した。[108]更に保護者として、バンベルク司教、ニュルンベルクのブルクグラーフ他の貴族たち、ニュルンベルク、ローテンブルク、バンベルクなどの多くの都市、更にノイエンシュテッターが望むすべての者たちが挙げられている。

ラント裁判所自体を支配下に持っていたニュルンベルクのブルクグラーフを受益者とする確認事例は、かなりの数に上っている。[109]一三八一年一〇月に宮廷裁判官ロイヒテンベルクのラントグラーフ・ヨハンはニュルンベルクで、同年二月のニュルンベルクのラント裁判所証書を確認した。[110]証書は、コンラート・フォン・トリムベルク Konrad von Trimberg が保持していた帝国レーンをニュルンベルクのブルクグラーフ・フリードリヒに与えたものであった。宮廷裁判官は更に保護者として、バンベルクとヴュルツブルクの司教、マイセン辺境伯、シュヴァルツブルク伯などを指定している。なお、一三八四年七月にはニュルンベルクで、宮廷裁判官テッシェン公プシェミスルが、ヤーコプ・ヴァイクライン・フォン・エッシェナウ Jakob Weiglein von Eschenau の寡婦クニグンデが提示した、一三六六年一二月のニュルンベルクのラント裁判所の証書を引用のうえ判決手続によって確認したが、証書はヤーコプがクニグンデを相続人に指定することを可能にするものであった。[111]

一三八七年三月一二日には国王に代わる裁判官シュポンハイム伯ヨハンによってハイディングスフェルトで、ニュルンベルクのブルクグラーフ・フリードリヒのために、挿入されたニュルンベルクのラント裁判所証書があいついで確認された。確認されたのは、フリードリヒにホーエネック領 Herrschaft Hoheneck への用益ゲヴェーレを認める一三八七

年二月二八日の証書[112]、フリードリヒにハインリヒ・フォン・アプスベルク Absberg の所領などに対する一〇〇〇マルク分のアンライテを認めた一三八二年一一月の証書[113]、コンラート・フォン・ゼッケンドルフ Seckendorf の諸権利をフリードリヒに譲渡することを記した一三七九年三月の証書[114]、同様にハインリヒ・フォン・ビルケンフェルス Birkenfels の諸権利をフリードリヒに譲渡するとした一三八二年一一月の証書[115]、そしてフリードリヒにデンネンローエ Demenlohe とレレンフェルト Lellenfeld の用益ゲヴェーレを与えた一三八五年二月の証書である[116]。このように、かなり前に発行された証書も含めて、ブルクグラーフは自己に有利な証書の効力を固めようとしているのである。

一三八九年一一月にベットレルンで、宮廷裁判官ヨハン・フォン・クレンキンゲンは、ニュルンベルクのブルクグラーフ・フリードリヒが提出した二通の証書、すなわち前述の一三八三年三月の宮廷裁判所証書と一三八五年二月のニュルンベルクのラント裁判所証書（ブルクグラーフに用益ゲヴェーレを与える）を判決で確認した。更にフリードリヒは、その結果確保された諸権利を自分の息子たちに譲渡し、この譲渡行為の有効性の確認をも得ている[117]。後半は非訟事件と言える。

一三九一年六月一七日付で、国王に代わる裁判官シュテッティン公スヴァンティボルはベットレルンで、多くの確認証書を出しているが、そのうち四通がニュルンベルクのラント裁判所証書の確認にかかわる。まず一通は、ニュルンベルク市のために、一三九一年六月一〇日のラント裁判所証書を、挿入のうえ判決により確認しているが、同証書自体はカール四世による特権付与を確認した一三七六年七月の国王ヴェンツェルの証書を更に確認したものであった[118]。あとの三通は、いずれもニュルンベルクのブルクグラーフ・フリードリヒのために発行されており、それぞれ一三九一年二月二七日付のラント裁判所証書を判決を経て確認している。確認されたラント裁判所証書の第一は、カール四世によって与えられた諸特権を確認する一三六四年四月のライン宮中伯ループレヒト一世の証書を認証するものであり[119]、第二

は、同じくカール四世により与えられた諸特権を確認する一三七一年一一月のマインツ大司教ヨハンの証書を認証しており[120]、第三は、同様の内容の一三七二年六月のケルン大司教フリードリヒの証書を認証している[121]。いずれも皇帝がブルクグラーフのために行った処分について選挙侯が同意書 Willebrief を発行しており、それをラント裁判所が認証していたのを、このとき更に宮廷裁判所が判決で確認したものである。

一三九三年一一月五日にベットレルンで、宮廷裁判官シュポンハイム伯ヨハンによって多くの確認証書が発行されたが、そのうちの一通は、ニュルンベルクのブルクグラーフ・フリードリヒのために、挿入された一三九二年一月のニュルンベルクのラント裁判所証書を宮廷裁判所の判決によって確認している[122]。ラント裁判所証書はシュヴァルツァッハ Schwarzach のフォークタイとシュトルホーフェン Stollhofen 市に対する用益ゲヴェーレをブルクグラーフに与えたものであった。

ニュルンベルク市やその市民が受益者となった確認は、これまでに言及したケース以外にもいくつか知られる。一三九二年五月にプラハで、国王に代わる裁判官シュポンハイム伯ヨハンが、ニュルンベルクのハインリヒ・ルンメル Heinrich Rummel の求めに応じて、ブルクハルト・フォン・ゼッケンドルフ Burkhard von Seckendorf の所領に対する一〇〇〇マルク分の用益ゲヴェーレをハインリヒに与えた一三九二年四月七日のニュルンベルクのラント裁判所証書を判決で確認している。更にヴュルツブルク、バンベルク、アイヒシュテットの司教、ニュルンベルクのブルクグラーフ、シュヴァルツブルク、ヴェルトハイム、カステルの伯たちやその他の下級貴族たち、ヴュルツブルク、ニュルンベルク、シュヴァインフルト、ヴィンズハイム等の都市など多くの保護者が指定されている[123]。

一三九四年二月四日にプラハで、国王に代わる裁判官トルエンディンゲン伯ヨハンが多くの確認証書を発行しているが、そのうち一通は、ニュルンベルク市民マルティン・ハラー Martin Haller のために、ハインリヒ・アマン Heinrich

Ammanとの遺産争いに関するニュルンベルクのラント裁判所の証書（一三九三年一月付）を判決によって確認している。[124]

一三九六年五月三〇日にプラハで、国王に代わる裁判官ショーンベルクSchonberg伯ヨハンが、ニュルンベルクのラント裁判所の証書に関して三通の宮廷裁判所証書を出している。一通は、ニュルンベルク市民オットー・ハイデンOtto Heydenの求めに応じて、一三五五年四月のカール四世の裁判籍特権状を引用するラント裁判所証書を判決により確認する。[125] もう一通は、エッシェンバッハEschenbach市が提示した一三九三年一一月のラント裁判所証書を確認するが、証書は同市のローテンブルク市民ハンス・シュースター・フォン・ディンケルスビュールHans Schuster von Dinkelsbühlに対する措置を免責するものであった。[126] 最後の一通は、ニュルンベルク市が提示した一三九三年七月のラント裁判所証書を引用する。証書は、ニュルンベルク市民がブラウネックBrauneckで得たレーンに関して、その封主の地位がヴュルツブルク司教、バンベルク司教、ニュルンベルクのブルクグラーフなどの間で争われているため、争いが決着した後に主君からレーンを得ることを市に認めたものであった。この問題について、ブルクグラーフ側は当該レーンがいったん国王に復帰した後、ブルクグラーフに授与されたとして、ブルクグラーフからレーンを受領するよう要求したが、ニュルンベルク市は争いはなお決着していないとして、ラント裁判所証書の確認を求めた。これに対する宮廷裁判所の判決は、ブルクグラーフが国王からの授封を証明すれば、ニュルンベルク市はブルクグラーフを主君として彼からレーンを受領するべきである、しかしその証明がなされなければラント裁判所証書が引き続き有効である、という条件付きの確認であった。[127] なお、一三九七年一一月一〇日には、宮廷裁判官シュヴァルツブルク伯ギュンターがニュルンベルクで、フリッツ・ヴァイスハイト・フォン・アンスバッハFritz Weisheit von Ansbachのために、彼に用益ゲヴェーレを与えた一三九七年七月のニュルンベルクのラント裁判所証書を引用したうえで確認している。[128]

その他のフランケンの諸都市やそれらの市民を受益者とする確認例もある。一三八七年三月二〇日、国王に代わる裁判官シュポンハイム伯ヨハンはニュルンベルクで証書を発行して、ヴィンズハイム市が提示した一三八七年一月八日のニュルンベルクのラント裁判所証書を確認したが、当該証書は市に用益ゲヴェーレを認めるものであった[129]。このときの宮廷裁判所証書は、更に同年四月一三日に宮廷裁判官ヨハン・フォン・クレンキンゲン Johann von Krenkingen によって、ローテンブルク市のために確認されている[130]。

一三九〇年一月七日にプラハで、宮廷裁判官クレンキンゲンが、ヴィンズハイム市民ペーター・クンプフ Peter Kumpf の求めに応じて、アンナ・フォン・ホーエンローエの所領に対する用益ゲヴェーレをペーターに認めた一三八七年一〇月のニュルンベルクのラント裁判所証書を、判決によって確認している[131]。また同日にクレンキンゲンが発行した別の証書によれば、宮廷裁判官は、ローテンブルク市が提出した、宮廷裁判所証書およびヴィンズハイム市の証書を判決によって確認した[132]。宮廷裁判所証書のほうは、上述の一三八七年三月発行のもので、同年一月付でヴィンズハイム市にエントゼー Endsee 等の用益ゲヴェーレを認めたニュルンベルクのラント裁判所証書を確認していた[133]。ヴィンズハイム市の証書は一三八九年八月に出されたもので、市が宮廷裁判所で勝訴して得たアムト・エントゼー等をローテンブルク市に譲渡することを内容とするものであった[134]。更に、ローテンブルク市に知らせずに当該所領に関してなされた訴えなどは市を害さないこと、および市が当該所領に関して取る措置はラントフリーデ等に反しないことも確認された。ローテンブルク市が望むとおりに保護者が与えられるべきことも決定された。

その他のラント裁判所の証書や決定の確認についても、いくつかの例が知られている。一三八七年三月七日に国王に代わる裁判官シュポンハイム伯ヨハンがヴュルツブルクで出した証書によれば、エンドレス・フォン・ウッフェンハイム Endres von Uffenheim がヴィンズハイム市に対してヴュルツブルクのラント裁判所で得た勝訴判決が宮廷裁判所に

よっても確認された[135]。一三九二年七月一日には、宮廷裁判官シュポンハイム伯ヨハンがベットレルンで、ヴァルター・フォン・ゼッケンドルフが提示した同年五月二四日のヴュルツブルクのラント裁判所証書を挿入のうえ判決で確認した[136]。一三九七年一一月一〇日に宮廷裁判官シュヴァルツブルク伯がニュルンベルクで発行した証書は、ニュルンベルクの故ハンス・レッシュ Hans Lesch の姉妹アンナが、ヴュルツブルクのラント裁判所で権利を取得したことをラント裁判所証書を提出して陳述したうえで、その権利を他人に譲渡できることの確認を宮廷裁判所に求め、そのように確認されたことを伝える[137]。ただし、ラント裁判所証書自体が挿入されているわけではない。

また、一三八三年四月には宮廷裁判官テッシェン公プシェミスルがプラハで、一三八一年七月にラント裁判官デーゲンハルト・フォン・グンデルフィンゲン Degenhart von Gundelfingen が発行した証書を引用したうえで、エッティンゲン伯ルートヴィヒおよびフリードリヒのために判決を経て確認している。ただし、ここで確認されているのがどこのラント裁判所の証書なのかは、明らかでない[138]。

これらのラント裁判所証書を確認する事例においては、確認の受益者はほとんどの場合フランケン地方から出ており、その点ではカール四世期に見られた特徴が継続している。また、確認だけにとどまらず保護者を指定する事例も、やはりカール四世期に引き続いていくつか見られる。

三　しかし国王ヴェンツェルのもとで宮廷裁判所は、過去に宮廷裁判所自身が発行した証書をも確認していく。既に、上述のニュルンベルクのラント裁判所証書の確認との関連で、いくつかそうした事例が見られたが、更に以下のような例がある。そしてそれらの例においては、カール四世期以来のフランケン地方への限定がはずれ、フランケンに隣接する地域から更に遠い地域へと、確認の空間が広がっていく。

カール四世が存命中の一三七七年七月六日に、国王に代わる裁判官シュレージェン・ブリーク公ハインリヒによって

ニュルンベルクで出された二通の証書は、宮廷裁判所判決の効力に関する決定として興味深い。一通目の証書によれば、バンベルクの司教座聖堂参事会が、参事会の諸特権を害する証書を宮廷裁判所に確認させようとする動きがあるとして、そうした確認がなされるべきかどうか、また参事会がそれについて知らせを受け召喚されることなしにそうした確認がなされるべきかどうかについて、宮廷裁判所の判決を求めた。宮廷裁判官に問われた判決人の騎士たちは、いったん別室に移って協議した後に法廷へ戻り、参事会がそのことを知らされ召喚されるのでなければ、そうした確認は無効であると判決した[139]。この件は、宮廷裁判所による確認が重要なものと見なされていたことを裏から示している。第二の証書によれば、フランケンの下級貴族ハインリヒ・フォン・アプスベルク Heinrich von Absberg が一三七七年二月四日の宮廷裁判所証書を提示したうえで、それを無効とするヒルシュベルク Hirschberg のラント裁判所の証書を受け取ったことを伝え、「最高裁判所 oberst geriht」である宮廷裁判所の証書が効力を保つべきかどうか、判決を求めた。ラント裁判所の証書は一三七七年六月二五日付で出されたものであった。この件についてやはり別室で協議した騎士たちは、法廷に戻った後、宮廷裁判所証書は効力を保持するべきこと、ラント裁判所証書のほうは無効とされるべきこと、アプスベルクには何らの損害も生じるべきではないこと、を判決した[140]。宮廷裁判所における決定がラント裁判所のそれに優越することが明示されている点、興味深い証書である。

宮廷裁判所証書の効力に関係する別の証書として、宮廷裁判官シュレージェン・ブリーク公ハインリヒが一三七九年一月一八日にニュルンベルクで発行した証書がある[141]。それによれば、ヘルスフェルト Hersfeld 修道院に対してヘルスフェルト市に一万マルクを支払うよう判決した一三七八年一一月二三日付の宮廷裁判所証書[142]を市が提出し、挿入されたその証書が効力を保つべきことが改めて判決された。一三七八年の証書はカール四世在世中に出されたものであったが、皇帝死去後すぐのタイミングで改めて確認されたわけである。このときの証書は更にマインツ大司教、マイセン辺境伯、

ヘッセンのラントグラーフなど諸侯、貴族、都市およびこの証書を知るすべての者を市のために保護者として指定している。この件では当事者が、フランケンに隣接するヘッセンの修道院と都市である。

一三八三年三月に宮廷裁判官テッシェン公プシェミスルがニュルンベルクで発行した証書は、エッティンゲン伯ルートヴィヒとフリードリヒが提示した一三六五年の宮廷裁判所証書を判決により確認した[143]。一三八四年一二月には、国王に代わる裁判官シュヴァルツブルク伯グンターはフランクフルトで、シュトラースブルクの司教座聖堂参事会長Dompropst ヨハン・フォン・オクセンシュタイン Johann von Ochsenstein が提示した一三七三年一月の宮廷裁判所証書を判決手続を経て確認した[144]。一三七三年の証書は、ヨハンにヘッセンのラントグラーフ・ヘルマンの所領に対する用益ゲヴェーレを与えるものであった。このときの確認では、一三七三年の証書に挙げられた諸侯らが改めて保護者として与えられ、彼らにヨハンへの助力が命じられている。おそらく判決の実現に困難を抱えたヨハンが改めて確認を求めたものと思われる。このケースでも、当事者はフランケン以外の地域（エルザス）に拠点を持っている。

一三九七年一月九日、国王に代わる裁判官シャウンベルク Schaunberg 伯ヴィルヘルムはプラハで、マイセン辺境伯ヴィルヘルムの求めに応じて、一三七四年六月のカール四世期の宮廷裁判所証書を挿入のうえ確認したが、証書はテューリンゲンのミュールハウゼン市にアハトを科すものであった。国王ヴェンツェルが改めてアハトを科すことも可能とされ、またミュールハウゼンがこの間に得た特権状や証書はすべて無効とされ、辺境伯が望む保護者が与えられるべきこととされた[145]。この件でも、マイセン辺境伯・ミュールハウゼン市ともフランケンに隣接する地方の勢力である。

こうした、前代の支配者のもとで出された宮廷裁判所証書の確認は、カール四世期には見られなかったものであるが、ヴェンツェル治世に入って行われるようになった。先代のルートヴィヒ四世の対立国王として出発したカール四世にとっては、ルートヴィヒ四世のもとでの宮廷裁判所証書を確認することは行われにくかったのであろうと思われる。

しかし、これらの事例はそれだけでなく、ヴェンツェル期における宮廷裁判所による確認活動の範囲の拡大を示すものでもある。

更に、国王宮廷から事案が別の裁判機関に回されて、そこで出された決定が事後に宮廷裁判所によって確認されるケースが見られる。国王本人が委任裁判官の措置を事後に確認するケースの宮廷裁判所版と言える。一三九三年三月に宮廷裁判官シュポンハイム伯ヨハンはベットレルンで、フランクフルトのパウル・カステラン Paul Kastellan が提示した証書を判決によって確認した[146]。証書のうち一通は一三九二年八月にシュポンハイム伯自身が発行した宮廷裁判所証書で、ヘルスフェルト修道院からカステランに譲渡された所領をめぐる、カステランとハイナ Haina 修道院との間の紛争を、ヴュルツブルク司教のもとで解決するよう指示したものであった[147]。二通目はそれを受けた司教のもとでの決定を記した一三九二年一一月の司教証書で、それによればハイナ修道院側の代理人の権限が争われ、宮廷裁判所における手続についてのみ権限が与えられていることが司教のもとで判決によって決定された後、修道院側の代理人が裁判の場から立ち去っていた[148]。宮廷裁判所による管轄指示の結果としての判決を、宮廷裁判所が事後に確認したものである。この件の場合、紛争当事者は中ライン地方の勢力であるが、解決にあたったのはフランケン地方の有力諸侯であるヴュルツブルク司教であった。

なお、上述の一三八七年三月七日付のシュポンハイム伯ヨハンの証書は、エンドレス・フォン・ウッフェンハイムからエーバーハルト・ユーベライン Eberhard Übelein へ権利が法廷譲渡され、その譲渡が有効であることが宮廷裁判所判決によって決定されたことを伝える[149]。当事者はともにフランケン地方に属する。宮廷裁判所における非訟事件の取り扱い例である。更にヴュルツブルク司教以下多くの保護者が指定されたことが述べられている。また一三九一年二月に宮廷裁判官シュポンハイム伯ヨハンがピュルグリッツで発行した証書は、ロイヒテンベルクのラントグラーフ・ヨハン

が宮廷裁判所において、彼の従者ニクラス・ヴェンデルシュタイン Niklas Wendelstein が宮廷裁判所で獲得した諸権利を、アルブレヒト・フォン・ホーエンローエに譲渡したことを伝えている。[150]

四　宮廷裁判所による確認のフランケン外への拡大は、一三九〇年代には宮廷裁判所証書の確認以外の類型についても、かなりの数見られるようになった。前稿で明らかになった宮廷裁判所による確認の「フランケン的」性格は、こうしてヴェンツェル治世後期には薄まっていくのである。

裁判籍特権の確認の類型としては、一三九二年二月一日に国王に代わる裁判官シュポンハイム伯ヨハンがベットレルンで、中ライン地方の有力国王都市フランクフルトが提示した一三九一年一二月一〇日付のマインツ大司教コンラートの証書を判決によって確認している。大司教の証書は、一二九一年五月、一二九九年二月、一三四九年九月にルードルフ一世、アルブレヒト一世およびカール四世が与えた裁判籍特権状を認証したものであった。[151]

一三九二年三月、国王に代わる裁判官シュポンハイム伯はプラハで、レーゲンスブルク市のために、レーゲンスブルクの聖ヤコプ修道院長が出した二通の証書を判決で確認した。[152]一三八九年三月付の第一の院長証書はカール四世の一三五五年七月付の証書を挿入したものであり、一三八二年六月付の第二の院長証書はヴェンツェルの一三八二年二月付の証書を挿入していた。このうち、一三五五年のカール四世の証書は、裁判籍特権状であった可能性があり、また一三八二年のヴェンツェルの証書は、レーゲンスブルク市民を市外の裁判所への召喚から免除する裁判籍特権状であった。[153]宮廷裁判所による確認の結果、これらの院長証書は国王証書と同様の効力を有するものとされた。

一三九四年二月四日にプラハで、国王に代わる裁判官トルエンディンゲン伯ヨハンは、多くの確認証書を発行しているが、そのうち三通が裁判籍特権の確認に関わる。上シュヴァーベンのライヒェナウ修道院のために、院が提示した一三五六年一一月のカール四世の裁判籍特権状と一三九二年三月のヴェンツェルの裁判籍特権状の効力が判決により確

認された。また宮廷裁判所による確認証書自体も支配者の裁判籍特権状と同等の効力を有すること、および修道院が望む保護者が与えられるべきこともあわせて判決によって決定された[154]。また、別の証書では、一三九三年一月のロットヴァイルのホーフ裁判所証書が判決により確認されたが、同裁判所証書はクレットガウ Klettgau のラント裁判官による修道院の従属民に対する判決とアハト宣告を無効とするものであった。ラント裁判官による判決は、皇帝・国王が与えた特権状にもかかわらず、また裁判集会（"lantag"）で修道院側から書証（"kundbrief"）が提示されたにもかかわらず、下されたものとされており、裁判籍特権が考慮されなかったと評価されている。またハプスブルク伯ハンスをはじめとする西南ドイツの貴族たちなどに、修道院の諸権利の保護が命じられている[155]。三通目の証書は、エッティンゲン伯ルートヴィヒおよびフリードリヒのために、一三一〇年三月の宮廷裁判所証書を確認しているが、宮廷裁判所証書は伯の領民を伯領の外の裁判所での裁判から免除する（ただし国王裁判所での裁判はありうる）ものであった[156]。このうち、ライヒェナウ修道院のための二通の確認証書が、フランケンの外の勢力のための措置である。

一三九四年九月一九日に、国王に代わる裁判官シュテッティン公スヴァンティボルはピシェク Pisek で、中ライン地方の司教都市ヴォルムス市のために、提示された証書を挿入のうえ判決で確認したが[157]、証書は一三九四年五月に国王ヴェンツェルが授与した裁判籍特権であった[158]。更に同日付の別の証書でシュテッティン公は、上シュヴァーベンのコンスタンツ市民、ハインリヒ・フォン・ウルムのために、一三九三年一二月のシャプブーフ Schapbuch のラント裁判所の証書を判決によって確認した[159]。ラント裁判所証書は、ヴェルデンベルク Werdenberg 伯アルブレヒトが同ラント裁判所の手続によってハインリヒから地代等を没収したが、その行為が皇帝・国王からコンスタンツ市に与えられた裁判籍特権に反するというハインリヒの主張を受けて、没収を無効としたものであった[160]。ハインリヒは同時に宮廷裁判所で、アルブレヒトがハインリヒを同ラント裁判所に改めて召喚したことについても、それを無効とする判決を得ている。

一三九五年一月にプラハで、国王に代わる裁判官シュテッティン公はバイエルン・オーストリア間の司教都市パッサウのために証書を発行した。それによれば、出頭したパッサウ市民が国王ヴェンツェルの証書を提示したが、その内容は、パッサウ市民を宮廷裁判所への召喚から基本的に免れさせるものであった。そのうえでパッサウ市側は、パウル・ウゲル Paul Ugel なるものがパッサウ市民を宮廷裁判所に召喚したが、そうした召喚は無効ではないかと問い、宮廷裁判所の判決によって無効であると確認された[161]。国王証書が挿入されているわけではないが、実質的に、国王が与えた裁判籍特権が宮廷裁判所によって確認されたケースと言える。

一三九七年一〇月一三日に、宮廷裁判官シュヴァルツブルク伯ギュンターはニュルンベルクで、上シュヴァーベン地方の国王都市ウルムの求めに応じて、同年一〇月一一日付でヴェンツェルが発行した裁判籍特権状を挿入したうえで、当該特権状とこの宮廷裁判所証書が同等の効力を有すること、両証書が有効であること、ウルム市が望む保護者が与えられるべきこと、を判決によって確認した[162]。

一三九八年二月一日、宮廷裁判官トロッパウ公ヨハンはケルンで、下ラインの司教都市ケルンのために五通の確認証書を発行した。宮廷裁判官は、一三五五年一二月にカール四世がケルン市に与えた裁判籍特権[163]、ケルン市から追放された織工に関して市を圧迫することを禁じたカール四世の一三七三年一一月の証書[164]、市内の対立ゆえにケルン市を訴えることを禁じたカール四世の一三七四年四月の証書[165]、ケルン市と国王との和解に関する一三九七年一月六日の国王ヴェンツェルの証書およびケルン市の諸特権を確認した同日付のヴェンツェルの証書[166]、ケルン市民がライヒの債務ゆえに差押えられないことを定めた一三九八年一月一一日の国王ヴェンツェルの特権状[167]、をそれぞれ判決によって確認した。ケルン市という、フランケンから遠く離れた受益者のために宮廷裁判所による確認がなされている。

裁判籍特権状以外の証書の確認においても、一三九〇年代に入るとやはりフランケン外の関係者のために確認がなさ

れていく。一三九三年一一月五日にベットレルンで、宮廷裁判官シュポンハイム伯ヨハンが、ブラウンシュヴァイク・リューネブルク公領に関して、多くの確認証書を発行している。まず、ゲッティンゲン、ハノーファー、リューネブルクの各市のために、従来それらが保有してきた諸特権の効力がそれぞれ判決を経て確認された[168]。またブラウンシュヴァイク・リューネブルク公たちのためには、一三九二年九月のいわゆるSateがやはり判決手続を経て確認された[169]。上述のように、Sateは既に一三九三年七月に国王本人によって確認されていたが[170]、宮廷裁判所によっても改めて確認証書が出されたのである。更にリューネブルク市とハインリヒ・フォン・フェルトハイムHeinrich von Veltheimとの間の紛争に関して、一三九三年六月の仲裁裁判官オルトギス・クレンコクOrtgis Klenkok発行の証書と、一三九三年七月二日のリューネブルク市長ヨハン・ランゲJohann Lange発行の証書が、リューネブルク市のために判決によって確認された[171]。

一三九四年三月にプラハで、国王に代わる裁判官ショーンベルク伯ヴィルヘルムが、中ライン地方のシュポンハイム伯ヨハンの求めに応じて証書を発行している[172]。それによれば、シュポンハイム伯は、彼の父とザルム伯がニコラウス・フォン・フノールシュタインNikolaus von Hunolsteinに対抗して一三八二年九月に結んだ同盟証書を提示した後（同盟証書はそのまま挿入されている）、同盟によれば相手の了解なしに敵方と和解しないことになっていたにもかかわらず、ザルム伯が同盟に反してフノールシュタインと和解したことを陳述した。そのうえでシュポンハイム伯は、この状況で彼の父もフノールシュタインと和解することができるかどうかを、裁判所に問うた。これを受けて宮廷裁判所は、ザルム伯が同盟を破ったので、今やシュポンハイム伯も敵方と和解してよいと判決した。この決定は、証書をそのまま確認したものではないが、証書の内容を前提としているという点では、確認行為に類似していると言えよう。フランケンの外の当事者にかかわる事例であるが、特に自ら宮廷裁判官であったシュポンハイム伯ヨハンが当事者であったこと

も影響しているものと思われる。

帝国レーン制に関係する証書が確認される類型でも、フランケン外の勢力が受領者となる例が現れる。一三九四年一一月にプラハで、国王に代わる裁判官ショーンベルク伯ヴィルヘルムは、中ライン地方のライニンゲン伯エミッヒが提示した一三八〇年四月の国王ヴェンツェルの証書を判決を経て確認したが、国王証書はウルリヒ・フォン・フィンスティンゲン Finstingen が帝国レーンを娘に相続させることを認めるものであった[173]。フィンスティンゲンの女婿であったライニンゲン伯が、権利確保のために宮廷裁判所による確認を求めたのである。

ラント裁判所が発行した証書を確認する類型でも、フランケン外部への拡大が見られる。一三九一年六月一七日にシュテッティン公が発行した証書の中には、ロットヴァイルのホーフ裁判所の証書を確認しているものがある。一通は、シュヴェービッシュ・ハル市のために一三九〇年一一月のホーフ裁判所証書を挿入のうえ確認しているが[174]、当該証書は一三二〇年一一月に国王フリードリヒが同市に与えた裁判籍特権[175]、一三七三年三月にカール四世が授与した裁判籍特権[176]、および一三七六年七月の国王ヴェンツェルの証書を確認したものであった。もう一通は、シュヴェービッシュ・ハルの市民ヴィルヘルム・ゴッソルト Wilhelm Gossolt のために、一三九一年三月七日のホーフ裁判所証書を確認しているが、確認された証書はゴッソルトの訴えにもとづいてヴュルテンベルク居住の市民コンラート・ウメナウ Konrad Umenau にアハトを科したものであった[177]。シュヴェービッシュ・ハルはフランケンとシュヴァーベンの境界付近の国王都市であるが、シュヴァーベンにあったロットヴァイルのホーフ裁判所証書の確認が行われている。

一三九六年一月には国王に代わる裁判官シュテッティン公スヴァンティボルがプラハで、ハッハベルク Hachberg 辺境伯ルードルフの要請に応じて、フュルステンベルク伯ハインリヒの所領に対する用益ゲヴェーレをルードルフに認めた一三八八年六月のロットヴァイルのホーフ裁判所の証書を、判決によって確認した[178]。前述のシュヴェービッシュ・ハ

ル市に関する確認は、フランケンとの境界部の国王都市のための措置であったが、これはシュヴァーベンの貴族同士の紛争に関する確認である。

更に、ラント裁判所以外の裁判機関の判決の確認が求められている例がある。一三八五年三月にユトレヒト司教フロレンツは、スヴェーダー・フォン・ブローメンシュタイン Sweder von Bloemenstein とダーム・フォン・ブローメンヴェルデ Daem von Bloemenwerde との間の紛争に関して司教のもとで下された判決を宮廷裁判所へ送り、その確認を国王に請うている。[179]このケースでは例外的に既に一三八〇年代から、フランケン外の当事者のために確認が求められている。

一三九五年一一月に国王に代わる裁判官ショーンベルク伯ヴィルヘルムがプラハで発行した証書によれば、ハインリヒ・フォン・レンゲンフェルト Heinrich von Lengenfeld が、彼の訴えにもとづいてエアフルト市をラントフリーデ違反と判決した一三九四年八月のテューリンゲンのラントフリーデ裁判所の証書を提示し、挿入された証書が宮廷裁判所判決によって確認され、一般的に挙げられた保護者たちにレンゲンフェルトの権利の保護が命じられた。[180]ラント裁判所ではないが、これもフランケンの外の裁判機関の証書が確認された例である。

事案が移管された先の裁判機関の決定などを事後に確認する類型でも、フランケン外の裁判所についての確認が見られる。一三九四年三月、宮廷裁判官シュポンハイム伯ヨハンはプラハで、エアフルト市のために証書を発行した。[181]証書によれば、エアフルト市とエアフルトのヘルマン・ローダー Hermann Roder との争いは、宮廷裁判所発行の証書にもとづいて宮廷裁判所からマインツ大司教コンラートのもとにあるエアフルトの裁判所へ回されていたが、市側は当該宮廷裁判所証書を提示した。[182]更に回付を受けて出された一三九四年一月の大司教裁判所の証書が引用されたが、それによると市側は既に一度応訴して勝訴判決も得たとして大司教裁判所の判決証書を示したところ、ローダー側は裁判の場から立ち去ったため、裁判所は市に責任がないことを改めて宣言した。こうした内容の大司教裁判所証書が読み上げられ

た後、その効力が判決によって確認された。

一三九九年五月九日、国王に代わる裁判官ドニン Donin のブルクグラーフ・オットーは、ハンス・フォン・エーバースベルク Hans von Ebersberg とフランク・フォン・クロンベルク Frank von Kronberg の争いに関して、宮廷裁判所の確認証書を発行した(183)。事件は宮廷裁判所から、フランクの封主であるマインツ大司教ヨハンのもとへ移管されていたが(184)、大司教は教会法教師のヨハン・フォン・ヴィッテンベルク Johann von Wittenberg に決定を委任した。挿入された一三九八年五月のヴィッテンベルク発行の証書は、手続と双方の主張を詳しく述べた後、エーバースベルク勝訴の判決が下されたことを伝える。この判決証書が宮廷裁判所判決によって確認されたのである。

このように、一三九〇年代に入ると、フランケン外の当事者が関係する多くの事案について、宮廷裁判所が確認証書を発行するという例が見られるようになる。ちょうど、国王ヴェンツェルによる確認行為が不活発化するのと平行して、宮廷裁判所は活動の範囲を大きく広げているのである。

おわりに

以上の行論で我々は、国王ヴェンツェルのもとでの紛争解決に関係した確認行為について、国王本人によるものと宮廷裁判所によるものに分けて検討を行ってきた。前稿で観察されたカール四世期の特徴は、ヴェンツェル治世当初にはなお継続して見られたものの、彼の治世がすすむにつれてそこから離れた特徴が顕著になっていった。

国王本人による確認については、とりわけ治世後半における不活発化が明らかであり、ヴェンツェルがルクセンブルク家メンバー間の対立やボヘミア貴族の反抗などによって統治活動を減退させていったことと対応している。その際、

レーンに関する取り決めの確認や、委任裁判官などの措置の結果の事後的確認など、カール四世のもとでかなり活発に行われていた類型についても事例が少なくなることは、ヴェンツェルが宮廷外で試みられていた紛争解決への関与を後退させていったことを示している。既にカール四世時代から、支配者が一般的な確認機関として紛争解決のさまざまな結果について紛争当事者から確認を求められるという状況ではなかったが、そうした限定性はヴェンツェルのもとでますます強まったのであった。

それに対して、宮廷裁判所による確認は、空間的範囲の面でも確認対象の面でも、カール四世期よりもむしろ拡大する傾向を示した。カール四世期と同様にフランケン地方の当事者のための確認もなお相当数見られたが、宮廷裁判所自身が発行した証書の確認などの新しい分野が開かれ、またそれも含めてフランケン地方外の当事者のための確認が、とりわけ一三九〇年代にかなり行われるようになった。カール四世期までフランケン地方という文脈に限定され、そこの当事者のための裁判籍特権の確認とラント裁判所証書の確認に基本的には終始していた宮廷裁判所による確認活動は、国王本人による確認が萎縮するのと反比例するように、地域的・事項的限定性を脱しはじめたのであった。

こうした状況が次代の国王ループレヒトのもとで、更にどのように展開していくのかについては、引き続き調査と検討が必要となる。

（1）田口正樹「中世後期ドイツ国王裁判権の活動としての確認行為（一）～（三・完）」『北大法学論集』六七巻五号（二〇一七年）一－三六頁、六七巻六号（二〇一七年）七五－一〇二頁、六八巻一号（二〇一七年）一－四八頁。

（2）Bernhard Diestelkamp (Hg.), Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451. (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich, Sonderreihe), Köln u. a. 1986 ff.（以下 UR と略す。）

（3）Ekkehart Rotter (Bearb.), Die Zeit Wenzels 1376 - 1387, (UR, Bd. 11), Köln u. a. 2001,(=UR11); Ekkehart Rotter (Bearb.),

Die Zeit Wenzels 1388 - 1392, (UR, Bd. 12), Köln u. a. 2008,(=UR12); Ute Rödel (Bearb.), Die Zeit Wenzels 1393 - 1396, (UR, Bd. 13), Köln u. a. 2001,(=UR13); Ute Rödel (Bearb.), Die Zeit Wenzels 1397 - 1400, (UR, Bd. 14), Köln u. a. 2004,(=UR14).

（4）以下の叙述全般については、Friedrich Baethgen, Schisma- und Konzilszeit. Reichsreform und Habsburgs Aufstieg, in: Herbert Grundmann (Hg.), Gebhardt. Handbuch der deutschen Geschichte, 9. Aufl., Bd. 1: Frühzeit und Mittelalter, Stuttgart 1970, S. 607-692, S. 607-626; Ferdinand Seibt, Die Zeit der Luxemburger und der hussitischen Revolution, in: Karl Bosl (Hg.), Handbuch der Geschichte der böhmischen Länder, Bd. 1: Die böhmischen Länder von der archaischen Zeit bis zum Ausgang der hussitischen Revolution, Stuttgart 1967, S. 349-568, S. 473-487; Wilhelm Hanisch, Wenzel IV., in: Ferdinand Seibt (Hg.), Karl IV. und sein Kreis, (Lebensbilder zur Geschichte der böhmischen Länder, Bd. 3), München-Wien 1978, S. 251-279; Heinz Thomas, Deutsche Geschichte des Spätmittelalters 1250-1500, Stuttgart 1983, S. 309-340; Peter Moraw, Von offener Verfassung zu gestalteter Verdichtung. Das Reich im späten Mittelalter 1250 bis 1490, (Propyläen Geschichte Deutschlands, Bd. 3), Berlin 1985, S. 256-259; Heinrich Koller, Das Reich von den staufischen Kaisern bis zu Friedrich III. 1250-1450, in: Ferdinand Seibt (Hg.), Europa im Hoch- und Spätmittelalter, (Theodor Schieder (Hg.), Handbuch der europäischen Geschichte, Bd. 2), Stuttgart 1987, S. 383-467, S. 433-446; Eberhard Holtz, Wenzel, in: Evamaria Engel und Ders., (Hg.), Deutsche Könige und Kaiser des Mittelalters, Köln-Wien 1989, S. 323-333; Jörg K. Hoensch, Die Luxemburger. Eine spätmittelalterliche Dynastie gesamteuropäischer Bedeutung 1308-1437, Stuttgart 2000, S. 193-217; Martin Kintzinger, Wenzel (1376-1400, ＋1419), in: Bernd Schneidmüller und Stefan Weinfurter (Hg.), Die deutschen Herrscher des Mittelalters. Historische Portraits von Heinrich I. bis Maximilian I. (919-1519), München 2003, S. 433-445 を参照。日本語では、薩摩秀登『プラハの異端者たち　中世チェコのフス派にみる宗教改革』（一九九八年　現代書館）七三―八二頁。

（5）ヴェンツェルの国王選出については、教皇庁との交渉も含めて、Wilhelm Klare, Die Wahl Wenzels von Luxemburg zum Römischen König 1376, (Geschichte, Bd. 5), Münster 1990 を参照。カール四世が選挙侯に与えた特権や利益については、Ebenda, S. 61-76, 237-242.

（6）同盟はとりわけライン宮中伯ループレヒト一世のイニシアティヴによるものであった。Helmut Weigel, Männer um

König Wenzel. Das Problem der Reichspolitik 1379-1384, in: Deutsches Archiv für Geschichte des Mittelalters（以下 DA と略す）5 (1942), S. 112-177, S. 115 ff.

（7）レオポルトらとクレメンス七世との接触については、Franz Bliemetzrieder, Herzog Leopold III. von Österreich und das große abendländische Schisma, in: Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung 29 (1908), S. 662-672. マインツ大司教アードルフ（フォン・ナッサウ）とクレメンス七世との関係、およびその背景となったマインツ大司教とライン宮中伯との領邦政策上の対立については、Alois Gerlich, Die Anfänge des großen abendländischen Schismas und der Mainzer Bistumsstreit, in: Hessisches Jahrbuch für Landesgeschichte 6 (1956), S. 25-76 の詳しい叙述を参照。

（8）このときの同盟に限らず、一四、一五世紀のシュヴァーベンおよびライン地方の都市同盟については、さしあたり Eberhard Isenmann, Die deutsche Stadt im Mittelalter 1150-1550. Stadtgestalt, Recht, Verfassung, Stadtregiment, Kirche, Gesellschaft, Wirtschaft, Wien u. a. 2012, S. 321-326 を参照。そこに関連文献も指示されている。ヴェンツェルと国王諸都市との関係については、Eberhard Holtz, Reichsstädte und Zentralgewalt unter König Wenzel 1376 - 1400, (Studien zu den Luxemburgern und ihrer Zeit, Bd. 4), Warendorf 1993.

（9）Heinz Angermeier, Königtum und Landfriede im deutschen Spätmittelalter, München 1966, S. 278-282; E. Holtz, a. a. O.（注8）, S. 77-82. なお、このときのランドフリーデは執行等について帝国全体を四つのクライスに区分するというクライス制を初めて規定した。

（10）一三八九年のエーガーのランドフリーデに至るまでのヴェンツェルの政策については、Helmut Weigel, König Wenzels persönliche Politik. Reich und Hausmacht 1384-1389, in: DA 7 (1944), S. 133-199 および E. Holtz, a. a. O.（注8）, S. 83-128 を参照。

（11）H. Angermeier, a. a. O.（注9）, S. 288-297; E. Holtz, a. a. O.（注8）, S. 126-128.

（12）全般について、Arthur Süssmann, Die Judenschuldentilgungen unter König Wenzel, (Diss. phil. Breslau), Breslau 1906. 一三八四・八五年の事件とニュルンベルクなどの諸都市およびそれらの上層市民との関係について、Wolfgang von Stromer, Oberdeutsche Hochfinanz 1350-1450, Teil I, (Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Beiheft 55),

S. 155-177. 一三八五年のユダヤ人財産没収とヴェンツェルの書記局による証書作成過程との関係については、Karel Hruza, *Anno domini 1385 do burden die iuden ... gevangen.* Die vorweggenommene Wirkung skandalöser Urkunden König Wenzels (IV.), in: Ders. und Paul Herold (Hg.), Wege zur Urkunde, Wege der Urkunde, Wege der Forschung. Beiträge zur europäischen Diplomatik des Mittelalters (Forschungen zur Kaiser- und Papstgeschichte des Mittelalters, Beihefte zu J. F. Böhmer, Regesta Imperii, Bd. 24), Wien u. a. 2005, S. 117-167 も参照。一三九〇年のユダヤ人財産没収については、E. Holtz, a. a. O.(注8), S. 140-152.

(13) ヴェンツェル治世におけるジギスムントの動向については、さしあたり、Martin Kintzinger, Sigmund (1410/11-1437). Mit Jobst von Mähren (1410-1411), in: B. Schneidmüller und S. Weinfurter (Hg.), a. a. O.(注4), S. 462-485, S. 465-469.

(14) とりわけ一三九四年以降の、ヴェンツェル治世末期の西方政策について、Alois Gerlich, Die Westpolitik des Hauses Luxemburg am Ausgang des 14. Jahrhunderts, in: Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins 107 (NF 68) (1959), S. 114-135.

(15) この事件については、Thomas R. Kraus, Eine unbekannte Quelle zur ersten Gefangenschaft König Wenzels im Jahre 1394, in: DA 43 (1987), S. 135-159 も参照。また、ボヘミア貴族の側からの見方として、Winfried Eberhard, Gewalt gegen den König im spätmittelalterlichen Böhmen. Adeliger Widerstand und der Ausbau der Herrschaftspartizipation, in: Martin Kintzinger und Jörg Rogge (Hg.), Königliche Gewalt - Gewalt gegen Könige. Macht und Mord im spätmittelalterlichen Europa, (Zeitschrift für Historische Forschung, Beiheft 33), Berlin 2004, S. 101-118.

(16) ヴェンツェルの移動状況については、Ivan Hlaváček, Das Urkunden- und Kanzleiwesen des böhmischen und römischen Königs Wenzel (IV.) 1376-1419, (Schriften der Monumenta Germaniae Historica, Bd. 23), Stuttgart 1970, S. 392-444に一四〇〇年の廃位の後も含めて、まとめられている。

(17) ヴェンツェルは、カール四世の死後一三八三年ごろまでローマ遠征を準備していたが、結局実現しないままに終わっていた。治世当初にヴェンツェルがルッカなどアペニン山脈以南の諸勢力も含めて、帝国イタリアの諸勢力とローマ遠征のために交渉していたことについては、Marie-Luise Favreau-Lilie, König Wenzel und Reichsitalien. Beobachtungen zu Inhalt, Form und Organisation politischer Kommunikation zwischen dem Reich und Italien im ausgehenden Mittelalter,

in: Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung 109 (2001), S. 315-345.

（18）ヴェンツェルとヴィスコンティ家との関係については、Ivan Hlaváček, Wenzel (IV.) und Giangaleazzo Visconti, in: Paul-Joachim Heinig u. a. (Hg.), Reich, Regionen und Europa in Mittelalter und Neuzeit. Festschrift für Peter Moraw, (Historische Forschungen, Bd. 67), Berlin 2000, S. 203-226 も参照。

（19）ヴェンツェルの王位を覆そうとする動きと廃位に至る詳しい過程については、Alois Gerlich, Habsburg - Luxemburg - Wittelsbach im Kampf um die deutsche Königskrone. Studien zur Vorgeschichte des Königtums Ruprechts von der Pfalz, Wiesbaden 1960; Kerstin Dürschner, Der wacklige Thron. Politische Opposition im Reich von 1378 bis 1438, (Europäische Hochschulschriften, Reihe III: Geschichte und ihre Hilfswissenschaften, Bd. 959), Frankfurt a. M. u. a. 2003, S. 25-105. 廃位くの動きと国王諸都市との関係については、E. Holtz, a. a. O.（注8）, S. 166-191.

（20）イングランド国王リチャード二世をケルン大司教フリードリヒらがドイツ王に推そうとした動向については、Thomas R. Kraus, König Wenzel auf der Reise nach Reims und die Hoffnungen König Richards II. von England auf die römisch-deutsche Krone 1397/98, in: DA 52 (1996), S. 599-615.

（21）このときの国王廃位と国王選挙については、Ernst Schubert, Königsabsetzung im deutschen Mittelalter. Eine Studie zum Werden der Reichsverfassung, (Abhandlungen der Akademie der Wissenschaften zu Göttingen, Philologisch-Historische Klasse, Dritte Folge, Bd. 267), Göttingen 2005, S. 362-420 およびそこで指示された文献を見よ。また、横川大輔「神聖ローマ帝国における一四〇〇年の国王廃位・新国王選挙と「金印勅書」」『西洋史学』二五八号（二〇一五年）一一九頁も参照。

（22）もっとも、一四・一五世紀の西洋世界において、国王支配の継続的な発展はそもそも容易でなかった。同時期のフランス、イングランド、ドイツにおける「国王の失敗」を比較しつつ論じた František Graus, Das Scheitern von Königen: Karl VI., Richard II., Wenzel IV., in: Reinhard Schneider (Hg.), Das spätmittelalterliche Königtum im europäischen Vergleich, (Vorträge und Forschungen, Bd. 32), Sigmaringen 1987, S. 17-39 を参照。なお、同時代および後代の歴史叙述におけるヴェンツェル像については、Petra Roscheck, König Wenzel IV. - Opfer einer schwarzen Legende und ihrer Strahlkraft, in: Peter Thorau u. a. (Hg.), Regionen Europas - Europa der Regionen. Festschrift für Kurt-Ulrich Jäschke zum 65.

Geburtstag, Köln 2003, S. 207-229 を参照。ただし、そこに見られるヴェンツェル擁護は行き過ぎであると思われる。

(23) UR11, Nr. 8; Julius Weizsäcker (Hg.), Deutsche Reichstagsakten unter König Wenzel, Bd. 1: 1376-1387, München 1867, 2. Aufl., Göttingen 1956（以下 DRTA, 1と略す), Nr. 106.

(24) UR11, Nr. 6; DRTA, 1, Nr. 103.

(25) UR11, Nr. 5, 7. また UR11, Nr. 11（同年六月の国王証書）も参照（証書の刊本は DRTA, 1, Nr. 104, 105, 111)。経緯については、さしあたり、E. Isenmann, a. a. O.(注8), S. 321 f. より詳しくは、Ludwig Schnurrer, König Wenzel und die Reichsstadt Rothenburg, in: Jahrbuch für fränkische Landesforschung 34/35 (1975), S. 681-720, S. 681-688; E. Holtz, a. a. O.(注8), S. 37-52.

(26) UR11, Nr. 153; Rudolph Freiherr von Stillfried und Traugott Märcker (Hg.), Monumenta Zollerana. Urkundenbuch zur Geschichte des Hauses Hohenzollern, Bd. 5: Urkunden der Fränkischen Linie 1378-1398, Berlin 1859, Nr. 105, "... das wir dieselben Burkgrauen vnd lantgrauen von derselben schiedunge vnd Richtunge wegen an allis geuerde vnuordachte wollen und sullen lassen ...". ブルクグラーフらの決定は UR11, Nr. 152. また決定に至るまでの交渉については UR11, Nr. 129 も参照。ヴェンツェルとトルエンデインゲン伯ヨハンとの対立の経過、およびそこからバンベルク司教ラムプレヒトが利を得たことについては、Hubert Russ, Die Edelfreien und Grafen von Truhendingen. Studien zur Geschichte eines Dynastengeschlechtes im fränkisch-schwäbisch-bayerischen Grenzraum vom frühen 12. bis frühen 15. Jahrhundert, (Veröffentlichungen der Gesellschaft für fränkische Geschichte, Reihe IX: Darstellungen aus der fränkischen Geschichte, Bd. 40), Neustadt a. d. Aisch 1992, S. 134.

(27) UR11, Nr. 333; Franz Martin Peltzel, Lebensgeschichte des Römischen und Böhmischen Königs Wenceslaus, Teil 1 (enthält die Jahre 1361-1395 nebst einem Urkundenbuche von 116 jetzt erst gedruckten Diplomen, Briefen und Akten), Prag 1788, Urkundenbuch, S. 66 f., Nr. 47, "... das wir dieselben teidinge genczlichen stete haben vnd volfuren wollen ...".

(28) UR11, Nr. 135, "... dobey wir sy auch genediclich meynen czu halden ...". カール四世の特権状の挿入は行われていない。バイエルン公とロイヒテンベルクのラントグラーフの要求については、前年の一三八一年七月に発行された UR11, Nr. 117-120 も参照。またこの件に関して、Siegfried Wittmer, Jüdisches Leben in Regensburg. Vom frühen Mittelalter bis

1519, Regensburg 2001, S. 93 も見よ。

(29) UR12, Nr. 154. カール四世の授封証書は Johann Friedrich Böhmer und Alfons Huber (Hg.), Regesta imperii, VIII : Die Regesten des Kaiserreichs unter Kaiser Karl IV. 1346-1378, Innsbruck 1877 (ND Hildesheim 1968)（以下 RI, 8 と略す), Nr. 4224. 授封の名宛人はイェルク・フォン・フンヴィルとその相続人たちとなっている。

(30) ベットレルンは、ヴェンツェルが狩猟等のために好んで滞在した場所であった。Ivan Hlaváček, Hof und Hofführung König Wenzels IV., in: Peter Moraw (Hg.), Deutscher Königshof, Hoftag und Reichstag im späteren Mittelalter, (Vorträge und Forschungen, Bd. 48), Stuttgart 2002, S. 105-136, S. 115.

(31) UR12, Nr. 188. このときの解決の内容については、Johann Looshorn, Geschichte des Bisthums Bamberg, Bd. 3: Das Bisthum Bamberg von 1303 - 1399, Bamberg 1891 (ND Bamberg 1968), S. 432 f.

(32) UR12, Nr. 333. 確認証書は写しのみで伝わっている。この紛争に関しては UR12, Nr. 316 も参照。また J. Looshorn, a. a. O.(注31), S. 438 も見よ。

(33) バンベルク司教ランプレヒト・フォン・ブルン Lamprecht von Brunn については、さしあたり、Helmut Flachenecker und Francis Rapp, Art. Lamprecht von Brunn, in: Erwin Gatz (Hg.), Die Bischöfe des Heiligen Römischen Reiches 1198 bis 1448. Ein biographisches Lexikon, Berlin 2001, S. 52-54. 彼は、既にカール四世の宮廷で皇帝のために活動していたが、一三八四年七月から一二月まで、国王ヴェンツェルの書記局長として史料に登場する。在職中に書記局長としての特筆すべき活動は見られないが、離任後も国王の側近として仕え続けた。I. Hlaváček, Das Urkunden- und Kanzleiwesen(注16), S. 181-183. また、Ders., Lamprecht von Brunn, Bischof von Bamberg (vor 1330 - 1399), in: Gerhard Pfeiffer und Alfred Wendehorst (Hg.), Fränkische Lebensbilder. Neue Folge der Lebensläufe aus Franken, Bd. 9, Würzburg 1980, S. 46-60 も参照。彼の司教在任中（一三七四－一三九九年）のバンベルク司教座については、J. Looshorn, a. a. O.(注31), S. 342-526.

(34) Ivan Hlaváček, Wenzel IV., sein Hof und seine Königsherrschaft vornehmlich über Böhmen, in: R. Schneider (Hg.), a. a. O.(注22), S. 201-232, S. 230.

(35) UR11, Nr. 123, "... wollen wir ... gericht vnd vrteyl in yren krefften genczlichen vnd gar bleiben sullen ...". なお、この時期のヴェッツラーの市内対立については、Eva-Marie Felschow, Wetzlar in der Krise des Spätmittelalters, (Quellen und

Forschungen zur hessischen Geschichte 63), Darmstadt und Marburg 1985, S. 206-212 も参照。

(36) H. Weigel, Männer(注6), S. 156 f.

(37) UR12, Nr. 26, "... vnsern willen gunst vnd vollwort geben haben ...".

(38) UR12, Nr. 25; Julius Weizsäcker (Hg.), Deutsche Reichstagsakten unter König Wenzel, Bd. 2: 1388-1397, München 1874, 2. Aufl., Göttingen 1956（以下 DRTA, 2 と略す), Nr. 3, "... vnserm herren dem Romischen konige vnd dem heiligen Riche zu eren ...".

(39) UR12, Nr. 27; DRTA, 2, Nr. 10. この証書には、ループレヒトが第一の仲裁判決を国王に提示し、国王がそれに同意したことも記されている。, "... des brachten wir ... die obgenant sache des uzspruchs fur unsern herren den konig diewile wir ym und dem riche daz zu eren getan hetten, do det er darzu sin gnade daz die richtunge und sune mit sinem willen und wolgefallen gegangen ist ...".

(40) F. Baethgen, a. a. O.(注4), S. 614 ff.; H. Thomas, a. a. O.(注4), S. 325 f.; E. Holtz, a. a. O.(注8), S. 114-119.

(41) UR12, Nr. 144. 証書全体の古い刊本として、Siegmund Riezler (Bearb.), Fürstenbergisches Urkundenbuch, Bd. 2: Quellen zur Geschichte der Grafen von Fürstenberg vom Jahre 1300-1399, Tübingen 1870, Nr. 535. スティスラフの判決は、UR12, Nr. 96. この件については、Manfred Hildenbrand, Haslach im Kinzigtal. Geschichte einer alten Marktstadt, Bd.1: Von Ur- und Frühgeschichte bis zu Vormärz und Revolution 1848/49, Haslach 2009, S. 46 f. も参照。

(42) UR12, Nr. 144, "... gancze macht geben ... uf nemliche tege fur sich vorboten ... kuntschaft brief vorderunge, antwort und widerrede eygentlichen vorhoren ... ein rechte ... dorumb sprechen ...".

(43) UR12, Nr. 144, "... beweret beuestet vnd confirmiret ... als es mit beheltnusse gowonlicher czirheit recht vnd redlichen von Im vnd vnsern vnd des Reichs mannen vbertragen vnd gesprochen ist misampt dem vrteilbriefe, als dauor von wortte zuwort begriffen ist ...".

(44) UR12, Nr. 144, "... gleicherweis als ab es von vns oder vnserm vnd des Reichs hofrichter vbertragen vnd gesprochen were ...".

(45) UR12, Nr. 262. 証書全体の刊本として、Eduard Winkelmann (Hg.), Acta imperii inedita saeculi XIII et XIV. Urkunden

und Briefe zur Geschichte des Kaiserreichs und des Königreichs Sizilien, Bd. 2: In den Jahren 1200 bis 1400, Innsbruck 1885 (ND Aalen 1964), Nr. 994.

(46) UR12, Nr. 262, "... von unserm sunderlichen entphelnisz und geheisze ...". もと国王領であったカイザースラウテルンは，一三七五年にカール四世が同地をオッペンハイムなどのその他の国王領とともにライン宮中伯に質入れして以来，宮中伯の領邦支配に組み込まれつつあった。経緯について，Christian Reinhardt, Die Integration der verpfändeten Reichsstädte Mosbach und Kaiserslautern in die Pfalzgrafschaft bei Rhein im 14. und 15. Jahrhundert, in: Kaiserslauterer Jahrbuch für pfälzische Geschichte und Volkskunde 5 (2005), S. 11-84.

(47) UR12, Nr. 320, "... haben ... mit wolbedachtem mute und rate unsrer getrewen und un rechter wissen den ... usspruch urteyle und teylunge ... gnediclichen bestetiget und confirmiret, bestetigen und confirmiren die von Romischer kuniclicher machte in kraft dicz brives ...". 証書全体の古い刊本として，Heinrich Boos (Hg.), Urkundenbuch der Stadt Worms, Bd. 2: 1301-1400, Berlin 1890, Nr. 961. 同参事会教会については，Philipp Walter Fabry, Das St. Cyriacusstift zu Neuhausen bei Worms, (Der Wormsgau, Beiheft 17), Worms 1958.

(48) UR12, Nr. 373, "... so hat vns der ... Landgraf <mit demutigem fliesse gebeden> ... das wir Im als ein Romischer kunig das ... vrteyle mitsampt den ... vnsers hofgerichtes vnd vrteyles brieuen ... zu bestetigen gnediclichen geruchten ...". カッセル市の裁判所の証書，および宮廷裁判所による確認証書は，知られていない。

(49) UR14, Nr. 362, "... und wir ouch vortzeiten beyde dasselbe urteil und ouch unsers hofgerichtes bestatigung mit unsern maiestasbriven bestete haben das haben wir von romischer kuniclicher mechte alle gebrechen als dheine in denselben urteilen weren oder erfunden wurden gentzlichen erfullet ...".

(50) UR11, Nr. 61. カール四世の特権状は，RI, 8, Nr. 5377.

(51) UR11, Nr. 105.

(52) Ronald Neumann und Ekkehart Rotter (Bearb.), Die Zeit Karls IV. 1365-1371, (Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts, Bd. 9), Köln u. a. 2003（以下 UR9と略す）, Nr. 151; RI, 8, Nr. 4370; Franz Xaver Remling (Hg.), Urkundenbuch zur Geschichte der Bischöfe zu Speyer, Bd. 1: Ältere Urkunden, Mainz 1852 (ND Aalen 1970), Nr.

641. なお、UR11, Nr. 105 によれば、ヴェンツェルの証書の書記局注記 Kanzleivermerk によれば、同証書はバンベルク司教ランプレヒトの仲介により発行されているが、彼は一三六〇年代にシュパイアー司教の地位にあり、カール四世の証書も彼が受領したものであった。なお、これらの証書発行の背景については、Ernst Voltmer, Reichsstadt und Herrschaft. Zur Geschichte der Stadt Speyer im hohen und späten Mittelalter, (Trierer Historische Forschungen, Bd. 1), Trier 1981, S. 115-118.

(53) UR11, Nr. 200. "... dem sollen sie für Vns oder Vnserm hoffegericht zu rechte gestehen vnd nümens anderswo ...". 証書文言によれば大印章が付されていたが、オリジナルは伝存せず、一八世紀の写しのみが残る。なお、カール四世の証書は伝わっていない。同村に対するオーバーエーンハイム市の支配については、Jean Braun et al., Obernai, Obernai 1977, S. 35-56, S. 48 f. も参照。

(54) UR11, Nr. 245.

(55) UR11, Nr. 283. 証書は残っておらず、一七世紀の Regest のみで伝わる。

(56) UR11, Nr. 317. カール四世の特権状は RI, 8, Nr. 5890. ヴェンツェルの確認証書には、大印章の付加を告げる文言があるが、実際に付されているのは宮廷裁判所印章である。

(57) UR12, Nr. 364.

(58) UR11, Nr. 14; Monumenta Boica, Bd. 43, Monumenta episcopatus Wirziburgensis, München 1876, Nr. 88.

(59) UR13, Nr. 89; Hans Sudendorf (Hg.), Urkundenbuch zur Geschichte der Herzöge von Braunschweig und Lüneburg und ihrer Lande, T. 7, Hannover-Göttingen 1871, Nr. 186. Lüneburger Sate については、ERNST Schubert, Geschichte Niedersachsens vom 9. bis zum ausgehenden 15. Jahrhundert, in: DERS. (Hg.), Geschichte Niedersachsens, Bd. 2, Teil 1, Politik, Verfassung, Wirtschaft vom 9. bis zum ausgehenden 15. Jahrhundert, Hannover 1997, S. 1-904, S. 771-777. その前史および成立後の対立について、Ebenda, S. 755-771, 777-782.

(60) UR13, Nr. 89; H. Sudendorf (Hg.), a. a. O.(注59), Nr. 186, "Nostre autem intencionis non est vt per dictam approbacionem nostram dictis ducibus aliquod jus de nouo in prefato ducatu accrescat presertim pro eo quia dicti duces secundum jura et observancias regie majestatis de ipso ducatu se non procurarunt a nobis infeudari absque iusto titulo

ipsum ducatum detinentes. … Nolumus tamen nobis vel … aliquod preiudicium generari … salvus nihilominus iuribus imperialibus et presertim si que plus fructuosa vel equitatis vigori se conformancia nobis vel successoribus viderentur in posterum facienda que pro nostro et successorum nostrorum arbitrio specialiter reservamus …".

(61) UR13, Nr. 100; H. Sudendorf (Hg.), a. a. O.(注59), Nr. 200, "… certas ordinaciones seu disposiciones causa pacis concordie et tranquillitatis factas inter … auctoritate Romana Regia providimus ex certa sciencia confirmandas …".

(62) UR14, Nr. 221; Theodor Joseph Lacomblet (Hg.), Urkundenbuch zur Geschichte des Niederrheins oder des Erzstifts Cöln, der Fürstenthümer Jülich und Berg, Geldern, Meurs, Cleve und Mark und der Reichsstifte Elten, Essen und Werden, Bd. 3, Düsseldorf 1853 (ND Aalen 1960), Nr. 1046.

(63) UR13, Nr. 390; Privilegia et pacta der Heiligen Römischen Reichs-Stadt Franckfurt am Mayn sammt der Guldenen Bulla Caroli IV., in Lateinisch und Teutscher Sprache, 2. Aufl., Frankfurt 1728, S. 221 f..

(64) ヴェンツェルの側近としてさまざまな任務を委ねられたボリヴォイについては、Rudolf Helmke, König Wenzel und seine böhmischen Günstlinge im Reich, (Diss. phil. Halle-Wittenberg), Halle a. d. S. 1913, S. 29-78; Ivan Hlaváček, Bořivoj von Svinaře, in: Gerhard Pfeiffer und Alfred Wendehorst (Hg.), Fränkische Lebensbilder. Neue Folge der Lebensläufe aus Franken, Bd. 6, Würzburg 1975, S. 77-91; Peter Hilsch, Bořiwoj von Swinaře als Landvogt im Elsaß. Zur königlichen Politik Wenzels gegenüber Straßburg und der elsässischen Landvogtei, in: Zeitschrift für württembergische Landesgeschichte 40 (1981), S. 436-451.

(65) 一三九六年八月にカールシュタインで発行された授権状はUR13, Nr. 358. 本文の二人に加えてバンベルク司教ランプレヒトにも授権され、彼ら三人ないし二人が解決にあたるべきこととされている。なお、UR13, Nr. 373, 375-377も参照。

(66) UR14, Nr. 81, "… fürbas mer ewiclich in seinen kreften bliben solle von allermeneglichen ungehindert …".

(67) UR14, Nr. 82; Xavier Mossmann (Ed.), Cartulaire de Mulhouse, Vol. 1, Strasbourg 1883, Nr. 410, "… vnd wollen das die egenanten von Mulhusen bey denselben vrteil vnd erkenntnusse bleiben sollen … ". なお、ミュールハウゼン市の裁判所については、Elke Herbsthofer, Die Gerichtsverfassung des Stadtgerichts von Mühlhausen im Elsaß im fünfzehnten Jahrhundert, (Diss. jur. Mainz, 1996).

(68) UR13, Nr. 6. 証書の一部の刊本として、Martin Wernli, Das kaiserliche Hofgericht in Zürich. Ein Beitrag zur spätmittelalterlichen Gerichtsbarkeit, (Zürcher Studien zur Rechtsgeschichte, Bd. 21), Zürich 1991, S. 233.

(69) Friedrich Battenberg, Die Gerichtsstandsprivilegien der deutschen Kaiser und Könige bis zum Jahre 1451, (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich, Bd. 12), Teilbd. 2, Köln-Wien 1983 (以下 GSP, 2と略す), Nr. 799, "... das nyemant ... die burger daselbst gemeinlichen oder besunder, manne oder weibe, umb dheinerley werltliche sachen ... usswendig irer stat uff dhein lantgericht oder ander gericht ... nicht laden, furtreiben, ruffen, bekummern oder twingen sal oder mag.". 証書全体の刊本は、Emil E. Gutjahr, Die Urkunden deutscher Sprache in der Kanzlei Karls IV, Bd. 1, Urkundenanhang, Leipzig 1906, Nr. 22.

(70) ロットヴァイルのホーフ裁判所については、Hans Erich Feine, Die kaiserlichen Landgerichte in Schwaben im Spätmittelalter, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung, (以下 ZRG GA と略す) 66 (1948), S. 148-235, S. 150-167 の他、田口、前掲（注1）(二)、（注120）で挙げられた文献を参照。チューリヒのホーフ裁判所については、M. Wernli, a. a. O.(注68)を参照。カール四世は一三六二年にチューリヒ市に対して、ロットヴァイルのホーフ裁判所と同様の諸権利を備えたラント裁判所の設立を認める特権状を与えた。もっとも、裁判所の活動が史料上で確認されるのは一三八三年以降である。その後の国王証書等による管轄の制限については、Ebenda, S. 110-114 を見よ。

(71) UR13, Nr. 142; H. Boos (Hg), a. a. O.(注47), Nr. 1003. 直近の裁判籍特権状として、一三七八年にヴェンツェルが発行した証書（一三五五年にカール四世が授与した特権状の確認）は GSP, 2, Nr. 839; H. Boos (Hg.), a. a. O.(注47), Nr. 748. また、ヴォルムス市に対してヴェルナー・コルト・フォン・リンブルク Werner Korth von Limburg らが請求を行っていたことを示す同年五月九日付の証書（UR13, Nr. 143; H. Boos (Hg.), a. a. O.(注47), Nr. 1005）も参照。

(72) UR14, Nr. 139. テュルクハイム市が得ていたカール四世の裁判籍特権状として、GSP, 2, Nr. 503, 580. このときの特権確認については、Auguste Scherlen, Geschichte der Stadt Türckheim, Türckheim 1925, S. 33 も参照。

(73) カール四世のもとでの宮廷裁判所による裁判籍特権の確認については、田口、前掲（注1）(二)、五頁以下を参照。

(74) UR13, Nr. 222.

(75) UR14, Nr. 79. 確認を知らせる、翌日付の、ローテンブルクの国王代官ディートリヒ・ヘッセ Dietrich Hesse に対する国

王の命令も参照。小印章が付されている。UR14, Nr. 80. この時期、ヴェンツェルとローテンブルク市との関係は、国王による租税要求のために緊張していた。L. Schnurrer, a. a. O.(注25), S. 700-712 を参照。

(76) UR11, Nr. 126; Monumenta Boica, Bd. 43, München 1876, Nr. 178. ヴェンツェルの証書は、Monumenta Boica, Bd. 43, Nr. 159.

(77) UR11, Nr. 138.

(78) UR12, Nr. 422. "... zeigt da ein abscherft die genomen vnd gezogen was vss des ... kunigs Canczly Register die von wort zu wort geschrieben stund vnd lutend ...". 裁判籍特権は GSP, 2, Nr. 947.

(79) UR14, Nr. 94. カール四世の特権状は、GSP, 2, Nr. 753. "... nisi dumtaxat coram nobis aut successoribus nostris Romanorum imperatoribus vel regibus seu iudice imperialis aut regalis curie teneatur seu debeat perpetuis temporibus conveniri ...".

(80) UR14, Nr. 95.

(81) UR14, Nr. 322. 確認された裁判籍特権は、GSP, 2, Nr. 748.

(82) UR14, Nr. 322, Anm. また、UR14, Nr. 26（ローテンブルクとヴュルツブルク司教）, 90（シュヴァインフルトとヴュルツブルク司教）; GSP, 2, Nr. 1058（国王ループレヒトによるヴィンズハイムのための裁判籍特権確認）も参照。

(83) UR12, Nr. 359.

(84) UR12, Nr. 346. この都市間紛争に関しては更に UR12, Nr. 317, 345, 443, 445 も参照。

(85) UR13, Nr. 128. 司教証書は、UR13, Nr. 113. また UR13, Nr. 112も参照。紛争に関して、更に UR13, Nr. 114, 115, 116, 142, 185, 190, 192, 212 も参照。

(86) UR11, Nr. 256. ここで確認されたバンベルク司教支配下の皇帝ラント裁判所については、H. E. Feine, a. a. O.(注70), S. 227.

(87) UR12, Nr. 211. この時期の司教ランプレヒトの動向については、J. Looshorn, a. a. O.(注31), S. 435.

(88) I. Hlaváček, a. a. O.(注16), S. 144 f.

(89) UR14, Nr. 97.

(90) UR11, Nr. 169. この一三七六年の証書は、更に古い一三一八年一二月の売却証書を引用するものであった。次の第二の

証書確認も含めて、H. Russ, a. a. O.(注26), S. 135 も参照。

(91) UR11, Nr. 170.

(92) UR11, Nr. 244.

(93) UR12, Nr. 284.

(94) UR13, Nr. 301. 保護者として、一般的な指定以外に、特にニュルンベルクのブルクグラーフ・フリードリヒ以下が指定されている。もとの宮廷裁判所証書は、UR11, Nr. 202.

(95) UR13, Nr. 302. 保護者指定に関しても、前注と同様である。もとの宮廷裁判所証書は、UR11, Nr. 206.

(96) UR13, Nr. 303. 一三八〇年代から九〇年代にかけてのトルエンディンゲン伯ヨハンのバンベルク司教ランプレヒトへの所領譲渡については、H. Russ, a. a. O.(注26), S. 133-139 を参照。また J. Looshorn, a. a. O.(注31), S. 373-381 も参照。

(97) UR14, Nr. 103.

(98) UR14, Nr. 104. 確認された国王証書は、UR13, Nr. 343.

(99) UR11, Nr. 390; Lazarus Carl von Wölckern (Hg.), Historia Norimbergensis Diplomatica, Nürnberg 1738, S. 470, Nr. 237. この事案については更に UR11, Nr. 403; L. C. von Wölckern (Hg), a. a. O., S. 471, Anm. も参照。

(100) フランケンのいわゆる皇帝ラント裁判所の一つで、ニュルンベルクのブルクグラーフの支配下にあったニュルンベルクのラント裁判所については、H. E. Feine, a. a. O.(注70), S. 220-223; Markus Twellenkamp, Die Burggrafen von Nürnberg und das deutsche Königtum (1273-1417), (Schriftenreihe des Stadtarchivs Nürnberg, Bd. 54), Nürnberg 1994, S. 175-192 の他、田口、前掲（注1）(三)、(注105) に掲げられた文献を参照。

(101) UR11, Nr. 1; Ernst Freiherr von und zu Aufsess (Hg.), Regesten des Geschlechts von und zu Aufseß, in: Vierteljahrsschrift für Heraldik, Sphragistik und Genealogie 15 (1887), Nr. 181. ラント裁判所の証書は Ebenda, Nr. 178. アルブレヒトが同じ件で獲得した別のラント裁判所判決（一三七六年一二月一七日付）は Ebenda, Nr. 179. この後一三七七年九月に、ニュルンベルクのラント裁判所は、アルブレヒトのために、被告らの財産に対して一万マルクの用益ゲヴェーレを認める決定を下した。Ebenda, Nr. 183. なお、皇帝カール四世に代わる裁判官ゲアラッハ・フォン・ホーエンローエは、一三七八年三月にニュルンベルクで、一三七六年一二月一七日および一三七七年九月のこれら二通のラント裁判所証書を、

挿入のうえ確認している。Ekkehart Rotter (Bearb.), Die Zeit Karls IV. 1372-1378, (Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts, Bd. 10), Köln u. a. 2014（以下 UR10と略す）, Nr. 477; E. Frhr. von und zu Aufsess (Hg), a. a. O., Nr. 187.

(102) カール四世とヴェンツェルのもとで長年にわたって宮廷裁判官ないし支配者に代わる裁判官として活動したテッシェン公プシェミスル、およびその他のシュレージェンの公たちの裁判官としての活動については、Peter Moraw, Das Mittelalter (bis 1469), in: Norbert Conrads (Hg), Deutsche Geschichte im Osten Europas. Schlesien, Berlin 1994, S. 37-176, S. 145-147.

(103) UR11, Nr. 75; Karl. Albrecht (Hg), Rappoltsteinisches Urkundenbuch. Bd. 2: 1364-1408, Colmar 1892, Nr. 181.

(104) K. Albrecht (Hg), a. a. O.(注103), Nr. 167.

(105) K. Albrecht (Hg), a. a. O.(注103), Nr. 170.

(106) この事案に関しては、ハプスブルク伯はまず宮廷裁判所で勝訴し、それに応じて国王が一三七九年二月にラポルトシュタインに対してアハトを科していた。UR11, Nr. 33; K. Albrecht (Hg), a. a. O.(注103), Nr. 164（証書には宮廷裁判所の印章を付す旨の文言がある）. 本文で扱った確認の後、国王はいったん事案をラポルトシュタインの封主であったブラバント公ヴェンツェルのもとへ回付し、一三八〇年六月にアハトを解除したが（UR11, Nr. 86; K. Albrecht (Hg), a. a. O.(注103), Nr. 184)、宮廷裁判所は一三八二年一〇月、ハプスブルク伯の訴えに応じて回付を無効とし、伯が得た判決が効力を保つべきであると決定した。UR11, Nr. 155, 156; K. Albrecht (Hg), a. a. O.(注103), Nr. 214, 215.

(107) UR11, Nr. 143.

(108) UR11, Nr. 179; R. Frhr. von Stillfried und T. Märcker (Hg), a. a. O.(注26), Nr. 119. この事案に関しては更に UR11, Nr. 129, 152, 153, 158, 169, 170 も参照。

(109) ニュルンベルクのブルクグラーフと国王ヴェンツェルとの関係については、M. Twellenkamp, a. a. O.(注100), S. 85-116. ブルクグラーフはヴェンツェルから多くの特権状を得たものの、カール四世期と比べると新たな重要な特権の授与はほとんどなく、従来からの特権の確認が多かった。

(110) UR11, Nr. 128; Johannes Adolph Schultes (Hg), Neue diplomatische Beiträge zur Fränkischen und Sächsischen

Geschichte, T. 1, Bayreuth 1792, S. 57 f., Nr. 14.

(111) UR11, Nr. 238.

(112) UR11, Nr. 382; R. v. Stillfried u. T. Märcker (Hg.), a. a. O.(注26), Nr. 192.

(113) UR11, Nr. 383.

(114) UR11, Nr. 384; R. v. Stillfried u. T. Märcker (Hg.), a. a. O.(注26), Nr. 190.

(115) UR11, Nr. 385; R. v. Stillfried u. T. Märcker (Hg.), a. a. O.(注26), Nr. 191.

(116) UR11, Nr. 386; R. v. Stillfried u. T. Märcker (Hg.), a. a. O.(注26), Nr. 193.

(117) UR12, Nr. 185; R. v. Stillfried u. T. Märcker (Hg.), a. a. O.(注26), Nr. 236. ラント裁判所証書は、Ebenda, Nr. 150.

(118) UR12, Nr. 311.

(119) UR12, Nr. 313.

(120) UR12, Nr. 314.

(121) UR12, Nr. 315. なお、写しとして残るUR12, Nr. 312 も参照。

(122) UR13, Nr. 104; R. v. Stillfried u. T. Märcker (Hg.), a. a. O.(注26), Nr. 308.

(123) UR12, Nr. 394; Christian Meyer (Hg.), Urkundenbuch der Stadt Augsburg, Bd. 2: Die Urkunden vom Jahre 1347 - 1399, Augsburg 1878, Nr. 774.

(124) UR13, Nr. 125.

(125) UR13, Nr. 319.

(126) UR13, Nr. 320.

(127) UR13, Nr. 321.

(128) UR14, Nr. 93.

(129) UR11, Nr. 389.

(130) UR11, Nr. 394.

(131) UR12, Nr. 203.

(132) UR12, Nr. 205.
(133) UR11, Nr. 389.
(134) UR12, Nr. 160.
(135) UR11, Nr. 381, "... vor des heiligen Reichs hofgerichte bestetigt ...". ただし、宮廷裁判所による確認証書自体は残っていない。いわゆる皇帝ラント裁判所の一つで、ヴュルツブルク司教の支配下にあったヴュルツブルクのラント裁判所については、H. E. Feine, a. a. O.(注70), S. 224-227; Friedrich Merzbacher, Iudicium Provinciale Ducatus Franconiae. Das Kaiserliche Landgericht des Herzogtums Franken - Würzburg im Spätmittelalter, München 1956 を参照。
(136) UR12, Nr. 405.
(137) UR14, Nr. 96.
(138) UR11, Nr. 193. オリジナルは残っていない。なお、この証書自体、ラント裁判官コンラート・フォン・ヒュルンハイム Konrad von Hürnheim が一三三三年八月に出した証書を挿入している。
(139) UR11, Nr. 12.
(140) UR11, Nr. 13. ヒルシュベルクのラント裁判所については、田口、前掲（注1）(三)、(注108) に挙げられた文献を参照。
(141) UR11, Nr. 30; Louis Demme, Nachrichten und Urkunden zur Chronik von Hersfeld, Bd. I: Bis 1618, Hersfeld 1891, S. 156, Beilage 42.
(142) UR10, Nr. 519; L. Demme, a. a. O.(注141), S. 151 ff., Beilage 40. なお、UR10, Nr. 520 も参照。修道院と市の対立については、L. Demme, a. a. O.(注141), S. 26-33.
(143) UR11, Nr. 180.
(144) UR11, Nr. 276; Valentin F. Gudenus, Sylloge I variorum diplomatariorum monumentorumque veterum ineditorum adhuc et res germanicas in primis vero Moguntinas illustrantium, Frankfurt a. M. 1728, S. 649 ff., Nr. 31.
(145) UR14, Nr. 6. 実際、ヴェンツェルは一月一六日にミュールハウゼンに対してアハトを宣告した。UR14, Nr. 9. なお、この時期のマイセン辺境伯（ヴェッティン家）については、さしあたり、Reiner Gross, Die Wettiner, Stuttgart 2007, S. 47-69 を参照。また、このときのテューリンゲン諸都市とマイセン辺境伯との対立については、Werner Mägdefrau, Der

Thüringer Städtebund im Mittelalter, Weimar 1977, S. 224 f. も参照。

(146) UR13, Nr. 53.

(147) UR12, Nr. 413.

(148) UR12, Nr. 450. この紛争については UR12, Nr. 258, 296 も参照。両当事者は一三九四年四月に暫定的に和解したが、国王ヴェンツェルは一三九八年一月にそれまでの判決をすべて無効とし、審理のやり直しを命じた。UR14, Nr. 142.

(149) UR11, Nr. 381.

(150) UR12, Nr. 289.

(151) UR12, Nr. 358; Privilegia et pacta(注63), S. 296-298. 認証された裁判籍特権状は、Friedrich Battenberg, Die Gerichtsstandsprivilegien der deutschen Kaiser und Könige bis zum Jahre 1451, (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich, Bd. 12), Teilbd. 1, Köln-Wien 1983（以下 GSP, 1と略す), Nr. 126, 185, 541.

(152) UR12, Nr. 372.

(153) GSP, 2, Nr. 903.

(154) UR13, Nr. 123. 確認された裁判籍特権状は、GSP, 1, Nr. 632; GSP, 2, Nr. 945.

(155) UR13, Nr. 124. なお、クレットガウのラント裁判所については、H. E. Feine, a. a. O.(注70), S. 211 f. また、これらのライヒェナウ修道院のための特権確認については、Bernhard Diestelkamp, Vom einstufigen Gericht zur obersten Rechtsmittelinstanz. Die deutsche Königsgerichtsbarkeit und die Verdichtung der Reichsverfassung im Spätmittelalter, (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich, Bd. 64), Köln u. a. 2014, S. 50 も参照。

(156) UR13, Nr. 127. 確認された宮廷裁判所証書は、Ute Rödel (Bearb.), Die Zeit Adolfs von Nassau, Albrechts I. von Habsburg, Heinrichs von Luxemburg : 1292-1313, (Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs-und Hofgerichts, Bd. 4), Köln u.a. 1992, Nr. 457a.

(157) UR13, Nr. 150.

(158) GSP, 2, Nr. 963.

(159) UR13, Nr. 151.

(160) ヴェンツェルは、一三九三年一月に、カール四世の一三七四年の裁判席特権状を、コンスタンツのために確認している。GSP, 2, Nr. 955.
(161) UR13, Nr. 194. この件については、更にUR13, Nr. 201, 273を参照。前史としてUR11, Nr. 337, 344も見よ。
(162) UR14, Nr. 76. 確認された裁判籍特権状はGSP, 2, Nr. 980.
(163) UR14, Nr. 165. 確認されたカール四世の特権状はGSP, 1, Nr. 619.
(164) UR14, Nr. 166.
(165) UR14, Nr. 167. 確認されたカール四世の証書はGSP, 2, Nr. 795.
(166) UR14, Nr. 168. ケルン市との和解に関する国王証書はUR14, Nr. 4.
(167) UR14, Nr. 169.
(168) UR13, Nr. 105, 106, 107; Karl Gustav Schmidt (Hg.), Urkundenbuch der Stadt Göttingen, Bd. 1, (Urkundenbuch des historischen Vereins für Niedersachsen, Heft 6), Hannover 1863, Nr. 353; H. Sudendorf, a. a. O.(注59), Nr. 204, 202. 1のときの確認については、B. Diestelkamp, a. a. O.(注155), S. 49 ～参照。
(169) UR13, Nr. 108; H. Sudendorf, a. a. O.(注59), Nr. 205.
(170) UR13, Nr. 89; H. Sudendorf, a. a. O.(注59), Nr. 186.
(171) UR13, Nr. 109, 110; H. Sudendorf, a. a. O.(注59), Nr. 206, 207.
(172) UR13, Nr. 140.
(173) UR13, Nr. 168. この件については更にUR13, Nr. 139, 176も参照。ライニンゲン伯はゼルツの流通税徴収権をめぐってシュポンハイム伯と争っていた。
(174) UR12, Nr. 308.
(175) GSP, 1, Nr. 317.
(176) GSP, 2, Nr. 773.
(177) UR12, Nr. 309.
(178) UR13, Nr. 289.

(179) UR11, Nr. 298. 司教のもとでの判決はスヴェーダー勝訴であったが、ダームは納得しなかった。この紛争に関しては、更にUR11, Nr. 351, 366, 373も参照。

(180) UR13, Nr. 276; Carl Beyer (Bearb.), Urkundenbuch der Stadt Erfurt, Teil 2, (Geschichtsquellen der Provinz Sachsen und angrenzender Gebiete, Bd. 24), Halle 1897, Nr. 1079. もっとも、この当時、エアフルトとラントフリーデとの関係は既に修復されていた。UR13, Nr. 276, Anm. 2. この件については、更に、UR13, Nr. 226, 242, 290, 380, 386; UR14, Nr. 7, 8, 10, 72, 73を参照。

(181) UR13, Nr. 141; C. Beyer (Bearb.), a. a. O.(注180), Nr. 1046.

(182) この件について市は、一三九三年四月に宮廷裁判所へ召喚されていたが（UR13, Nr. 68; C. Beyer (Bearb.), a. a. O.(注180), Nr. 1033)、一三九三年八月に国王自身が宮廷裁判所印章付きの証書で事件をエアフルトの裁判所へ回していた。UR13, Nr. 91; C. Beyer (Bearb.), a. a. O.(注180), Nr. 1040.

(183) UR14, Nr. 306.

(184) UR14, Nr. 154（一三九八年一月一九日）.

本稿は科学研究費補助金（課題番号：16H03535）による研究成果の一部である。